

決算特別委員会記録（副本）

開会年月日	平成 27 年 9 月 24 日
開会時刻	午前 9 時 59 分
散会時刻	午後 3 時 30 分
出席委員名	◎世古口新吾 ○野口佳子 上村和生 野崎隆太
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	黒木騎代春 上田修一 工村一三 宿 典泰
	中山裕司
	小山 敏 議長
欠席委員名	
署名者	上村和生 野崎隆太
担当書記	中田隆人
審議議案	「議案第 74 号 平成 26 年度決算認定について」外 4 件一括
説明員	市長、副市長、総務部長ほか関係参与

審査の経過ならびに概要

午前9時59分、世古口委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第74号平成26年度決算認定について外4件一括」を議題とし、議案第74号の款2総務費、項1総務管理費、目11文書管理費から審査に入り、款4衛生費、項2清掃費、目3じん芥処理費まで審査を終わり、諮ったところ本日はこの程度で散会し、25日午前10時から継続会議を開くことを決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後3時30分に散会した。

その概要は以下のとおりである。

なお、審査に入る前に、世古口委員長から、平成26年度決算に対する質疑にとどめること、発言は起立して行うことなど、審査を効率的に進めるため、各委員に対して質疑における諸注意、当局参与に対して答弁の際の注意があった。

開議 午前9時59分

◎世古口新吾委員長

ただいまから決算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、上村委員、野崎委員の御兩名をお願いいたします。

それでは、「議案第74号平成26年度決算認定について」外4件一括を前回に引き続き議題といたします。

9月17日には男女共同参画費まで終了いたしまして、きょうは総務費の項1総務管理費、目11文書管理費についての御審査を願います。

チリ地震において津波の関係で災害対策本部が設置され、1日中止となっておりますので、効率よく質疑をしていただくようお願いしたいと思います。

【款2総務費】《項1総務管理費》（目11文書管理費） 発言なし

（目12情報管理費） 発言なし

（目13公平委員会費） 発言なし

（目14財産管理費） 発言なし

（目15基金管理費） 発言なし

(目16会計管理費) 発言なし

(目17財産管理費)

○上田修一委員

市有財産管理事業ということで、お聞きをしたいと思います。

市有地管理経費178万5,941円というなかで、この内容につきましては、用地課として149万9,591円、小俣の地域振興課で28万6,350円ということ把握しておりますけれども、そこで用地課について、この経費の目的というんですかね、それを教えていただきたいと思います。

●宮本用地課長

市有地管理経費の目的でございますが、用地課が所管する土地の適正な維持管理、それと未利用となっている市有地の有効活用、あるいは貸し付けや処分等の推進を図るものでございます。

●森小俣総合支所長

小俣総合支所地域振興課で28万6,350円執行しております。

この内訳でございますが、中小俣公園の跡地、ここの維持管理費としまして20万3,154円、こちらへ建っております建物の損害保険料が36円、そして、公園跡地の緑地の管理業務、委託事業でございますが8万3,160円、以上でございます。

○上田修一委員

用地課という形でお聞きさせていただいたんですけれども、小俣地域振興課の方もお答えありがとうございました。

用地課のほうの内容についてもう少し進めたいと思います。

26年度の市有地の処分ということで、用地課としてどれほどあって、その内容的にどれほどのものが収入として入ったかというのと、26年度と比べてどれぐらい差があったのかを教えてください。

●宮本用地課長

用地課が所管する土地につきましては、昨年度当初80筆ございまして、そのうち6筆を売却処分できまして、現在、74筆の土地を所管しております。

売却処分価格の状況でございますが、26年度、昨年度につきましては1,942万2,371円の売却処分額でございました。

○上田修一委員

それと26年度と25年度ですね、どういうことの開きがあったかというのをお聞きしたい

と思います。

●宮本用地課長

25年度につきましては、売却処分額658万603円です。

先ほど申しましたように、26年度につきましては1,942万2,371円でした。

○上田修一委員

25年度650万円、26年度が1,900万円ということで、3倍近い売却があったということは評価をしたいと思います。

しかし、市有財産の有効活用については、まだまだいろんな策があるのかなと思います。

例えば、そういう住宅向けの土地なり、今、大きくクローズアップされているのが駐車場などへのソーラーの設置ということで、いろんなことが言われておりますけれども、伊勢市としてこの辺のところは積極的に次の対策として、道路を改造して、そういう事をしながら先行投資して土地の価値を上げる。それからまた思い切ってそういう土地の価格を下げて、必要な人にそういうあまり好評じゃない土地を市民の方をお願いするというような形をですね、いろんな形の取り組みがあると思います。

その辺ところは、用地課としてどういうふうにやっていくのか、お聞きしたいと思います。

●宮本用地課長

市有地の処分の推進につきましての考え方、また取り組み方でございますけれども、市有地の処分につきましては、これまで基本的には一般競争入札を実施し、処分をしてまいりましたが、昨年度の下期に、公有財産のヤフーオークションでの入札を実施いたしました。

その結果、一般競争入札で不調となった一物件が落札できました。

そのことから、今後も一般競争入札とあわせて、このヤフーオークションでの入札制度を取り入れていきたいと考えております。

それとまた、この推進に向けて一層の強化の取り組みとしまして、今現在、土地売買の専門業者である不動産会社、この伊勢志摩圏内には135社ございます。それとこの三重県内に約900社ございます。そういった不動産仲介業者多数を会員として持つておられる公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、および公益社団法人全日本不動産協会三重県本部と、今現在、お話をさせていただいております、その内容につきましては、処分しづらい市有地の売却に対しての媒介を依頼する新規事業の導入でございます。

これが実現しますと、これまで以上に、市有地の売却に対する営業活動が強化できるものと考えております。

○上田修一委員

先ほど、ヤフーとか不動産会社というのをだささせていただくことによって、大きく前進されたというふうなこともあると思いますので、そういう専門業者に依頼をするということも一つの方法じゃないかと思いますので、これからの市有地の土地利用についても、いいアドバイスをいただくようお願いしたいと思います。

◎世古口新吾委員長

他に。

野崎委員。

○野崎隆太委員

この庁舎管理費の中の庁舎維持管理経費、それら庁舎管理一般経費、このあたりで少し端的に御質問をさせていただきたいと思います。

もちろん26年度の決算でございますので、26年度の事業ということで質問をさせていただきたいんですけども、26年度に私一度、受動喫煙のことで、庁舎管理のことで御質問をさせていただきました。

現在、そのときは受動喫煙防止法の概念に照らし合わせても、とても受動喫煙の防止ができていない環境ではないというようなことで、御質問させていただいたかと思うんですけども、その後、26年度で何か対策はとられましたでしょうか。本庁舎だけで結構ですのでお聞かせください。

●山口管財契約課長

本庁舎の受動喫煙の防止でございますけれども、本庁舎5階に分煙室を設けさせていただいております。

空気の流れをつくって煙を外へ排出するというふうな仕組みでやらせていただいております。

○野崎隆太委員

今の御答弁で、26年度に、質問の後に分煙室をつくっていただいて、空気の流れをつくっていただいたという形で御理解をさせていただきました。

しかしながら、少しお話をさせていただきますと、基本的にこの受動喫煙というのは被害を受ける環境にあるかないか、ある意味ではゼロか百しかございません。

また、そのときに職場における受動喫煙というような話も少しさせていただいたんですけども、この26年度に部屋をつくっていただいたというのは理解できるんですけども、まだ、いまだに5階の屋上出口に灰皿が普通に置いてあったりとか、少しにおいがするようなどころもございます。

その中で、もう一点だけお聞かせいただきたいんですけども、26年度につくっていただいた分煙室ですね、ここを毎日掃除をされとるおばさんがおるような話を僕は聞いておるんですけども、この方に聞くと、中に入ったときにたばこを吸っている場面に出くわすことも、日常の業務の中であるというような形で聞いております。

先ほども申しましたように、職場における受動喫煙の防止という観点からいけば、分煙室をつくってみたものの、全くの不適格な状況じゃないかなと思うんですけども、26年度、そのあたり、つくられるときにどんなお話がされたか、もしあればお聞かせください。

●山口管財契約課長

庁舎の清掃につきましては、清掃業者により時間を決めて実施をしておるところでございます。本館5階につきましては1日1回、昼から掃除をしていただいております。

清掃業者の方の受動喫煙の防止対策について、すみません、現在、具体的な対策は今のところっておりませんが、今後、清掃していただく方の受動喫煙防止にも配慮してまいりたいと考えております。

○野崎隆太委員

今後の話をするつもりはないんですけれども、基本的には、一般的なマスク等で受動喫煙を防止するのは不可能だと言われております。データもすべて出ておりますので、防護服でも着るなら話は別なんですけれども、清掃員の方の受動喫煙を防止するのは不可能だというような形で認識をいただいて、分煙室を置いておくことがそもそも正しいのかどうかということも含めて、議論をいただければいいかなと思います。

(目18車両管理費)

○工村一三委員

車両管理費のところでも少し気になるところがありますので、お聞かせいただきたい。

成果表を見ますと、庁用自動車管理事業の(3)自動車事故等関連経費のところなんですけれども、25年の事故件数が16件に対して26年度は29件と大幅に増加しております。

特に事故の増加に関しまして特別ななにかがあったか、まずお聞かせ願います。

●山口管財契約課長

事故報告の件数でございますけれども、26年度で29件ございました。

そのうち、相手がある事故としまして12件、人身が1件、物損が11件でございます。あと、その他自損事故というのが15件でございます。不可抗力が2件という内容になっておりまして、不注意というところが事故がふえた原因ではないかと考えております。

○工村一三委員

非常に、倍までもいかないんですけれども約倍近くふえておるということで、特に26年度がふえたということで非常に危惧しております。

それと、賠償金も25年の61万5,000円に対して117万と非常に大きな賠償。ということは、先ほどちょっと説明していただきましたけれども、事故割合で、自損事故も含めて加害の割合が非常に多かったというふうに分析してよろしいでしょうか。

●山口管財契約課長

事故が多かったということで、そういう認識でいいかとは思いますが。

○工村一三委員

非常に事故が多くなっていると。定例議会のときにも必ず1件か2件、事故報告で専決

処分がでできますので、今、どういうふうな事故防止策というか、安全対策というか、安全教育というか、そういうふうに入力されるのか。特別に安全指導者が庁内にいて定期的に各課をまわるとするのか、召集をかけながら安全教育をしとるのか、その辺の内容について、あるいは方針についてお聞かせ願いたいと思います。

●山口管財契約課長

事故の防止の取り組みでございますけれども、安全運転講習等を実施しまして啓発もしております。

また、公用車利用後には安全の心得というものを記したものを運行前点検で見せております。

24年度からは、本庁舎事故運転者を対象に、南部自動車学校の個別の安全運転講習にも参加をさせ、実技指導の中から運転のくせやなぜ事故を起こしてしまったのかなどの安全運転のポイントについての講習も受けております。

一旦事故を起こしますと修理費や損害賠償のほか、それに係る事務負担や人件費、時間的なロスなど、市に与える影響は大きいものと認識をしております。

今後も機会をとらえながら研修や講習会等により、市職員として絶対に事故起こさないという心構えと、安全運転意識の醸成を図っていきたいと考えております。

(目19市民交流推進費)

○野口佳子副委員長

市民交流推進費のところの活性化活動事業補助金のところで質問させていただきます。この活性化活動事業補助金は、具体的にはどのような事業をされているのでしょうか。

●北村市民交流課長

活性化活動事業補助金の事業の内容でございます。

市内で活動する団体が、市民自治の担い手としまして活動を継続していけるように、その経費の一部を補助しております。補助金は補助対象経費の10分の8以内で、10万円を上限としている事業でございます。

○野口佳子副委員長

10分の8で10万円以内なんですけれども、何年間ぐらい補助していただけるのでしょうか。

●北村市民交流課長

事業の中身としましては、保健医療または福祉の増進と子供の健全育成、それからまちづくりの推進など、そういった活動に対しまして、1団体につきまして申請があれば3年間補助させていただくということでございます。

○野口佳子副委員長

3年間とっていただきました。26年度も含めまして実施してきた中で何か課題はあるんでしょうか。

●北村市民交流課長

この事業の課題でございますけれども、合併後、19年度から実施をしております。

最近、申請団体が少し少なくなってきたこともそうですし、事業の内容上、新規に活動するきっかけとなるべき経費に対してというふうな補助ということなんですけれども、以前から活動している団体の申し込みが多いというところが現状となっております。

○野口佳子副委員長

新規の人が少なくて、以前からの人ということでございますけれども、活動されるのは以前の方々が多くて、なかなか新規の方が現れないというのは、これにつきましても課題解決をしていくにはどのようにされているんでしょうか。

●北村市民交流課長

そういう団体が少なくなってきたところもございますので、地域の活動が活発になれるように、ふるさと未来づくりの活動も視野に入れながら、この事業の制度の改正もしていかないかなのかなというふうに考えております。

○野口佳子副委員長

ぜひ検討していただきたいと思います。

(目20自治区振興費)

○宿 典泰委員

自治区振興事業について御質問申し上げたいと思います。

自治区振興事業として3,470万8,050円ということが支出されております。

この中には区長の経費と、それともう一つ、振興助成金事業ということで1自治会に対して350円掛ける世帯数基本が5万円いただくということで、2,741万8,050円ということが支出されております。

この支出についての350円掛ける世帯数ということについて、非常に疑問が湧くんですけども、今、地区みらい会議の時点でも申し上げたように、自治会の区長のなり手が少なくなっていて、非常に厳しくなってきたということをよく聞かされます。

その一つには、地域のことを任せられて区長としてお仕事するのは全然問題ないんだと。ただ、市ないしは市関係団体からの調査資料であったりとか、そういう事務处理的なことが非常に多くなって、ましてやこの地区みらい会議への出席であったり、今、防犯活動の事務であったり、また交通安全の連絡協議会の関係であったりということで非常に事務が煩雑をしておって、退職された方をお願いをするということになるかと思うんですけど、なかなか難しい状況になってきて、若手の方ということになると、お勤めもあるとい

う中で兼務をしていただいているような状況で、何かそのあたりの解決策というのは必要になってくるのではないかな。ましてや人口減少や高齢化ということの中で、地区の仕事は非常に重要視されてきております。

地区みらい会議の中でも市民交流課が言われるように、自治会というものがこれから核になっていくんだということの中で、今質問させていただいているようなことは非常に相反するようなことになって、非常に事務系統とか煩雑になって多くなって、もう一人では賄い切れないような状況になっておりますけれども、そのあたりの現状認識というのはどのように受けとめられておられるのかお答えください。

●北村市民交流課長

確かに委員仰せのとおり、区長さんのなり手がなくなるとか会議もふえておる、それから書類もふえておるといふような現状を聞かせてもらったことはございます。

まちづくり協議会におきましても、協議会の役員さんという部分につきましては、自治会から入っていただいております。

その中で、区長さんにも入っていただいておりますけれども、説明的には自治会の役員さんなり、自治会の方なりが入っていただいてもという話もさせていただいておりますので、区長さんが入らないかんというふうな部分は—こちらのほうから周知はさせていただいておりますけれども、その辺ももうちょっと強く言わせていただいて、区長さんに負担のかからないように考えていきたいというふうに思っております。

○宿 典泰委員

結局は、区長さんの中には伊勢市の下請かいということと言われることがあるんですね。やっぱりそれは事務量の多さでもあるし、それについての何か、承る量が非常に自分たちが思う以上にあるということだと思います。

そういったことで、毎年区長がかわってしまうということがあって、そうすると173団体の自治会が26年度であるわけですが、173団体全部ではないとしても、1年ずつ区長が交代をする、ないし、もう2年もたないよということになってきたときに、組織体であるとか、地区みらい会議であるとか、防犯のこと、先ほど言った交通安全のこと、いろいろな団体が受け持っているところがありますので、そのあたりの事務量の軽減というのは、今お答えした課長だけではなくて全市的な問題で、課長ところで取り締まりをやれというようなことではないんです。でも同じような書類であれば同じような時期に出すとか、何か軽減策を全庁的にやっていたらかなかなか解決できない問題だと思いますので、そのあたりの解決策をもう少しお答えください。

●北村市民交流課長

その書類の部分でございまして、自治会さんのほうへ文書を通知させていただく場合、市民交流課を通じてというふうな話もさせていただいております。

その中で、できればうちのほうとしても書類の中身とか、そういった部分に区長さんに御迷惑のかからないよう、負担のかからないようという話は今後も含めてさせていただき

たいなというふうに思っております。

（目21国際交流事業費）

○福井輝夫委員

こちらの多文化共生事業についてお伺いしたいと思います。

成果説明書に詳しく書いてございますが、要するに、伊勢市に定住しておる外国人の方ですね、市内の外国人の住民の方もふえておると。多様化した地域社会の外国人住民の生活を支援するためのいろんな多文化共生事業が必要だと。要するに、何かあったときでも外国人の方にすぐわかるように対応できるような体制をとっておこうというようなことで、今始まっておるということですね。

これは、今回初めての取り組みではないということで、昨年なんかでも国際交流事業の中に入れて項目としてはやっておるということですが、国際交流事業全体としても昨年度200万円少しが今回340万円ぐらいということで、必要度が高くなっておるのかなというふうな想像はしております。

そんな中で、この多文化共生事業ですね、どのような項目に力を入れて取り組んでおるのかというようなことで、今までと違う点等があればお聞かせいただきたいと思っております。

●北村市民交流課長

委員仰せのとおり、多分化共生事業としましては、昨年度から国際交流事業の中から外へ出して事業化をさせていただいております。

その中で、避難所での外国人のサポート体制の強化を25年度から実施をしております。ということで、災害発生時の外国人住民への情報提供など、外国人をサポートするための避難訓練を中心にやらせていただいております。

○福井輝夫委員

そういう中で、外国人をサポートするための避難訓練ということで、今回延べ152名の参加ということで書いてありますけれども、その事業の内容をお聞かせいただきたいと思っております。

●北村市民交流課長

平成25年度から実施をしております、三重県の国際交流財団に委託をしております。実際に外国人さんに避難所での運営訓練をしていただくわけですが、避難所の体験型説明会というものもやりまして、避難所生活の紹介とか、非常持ち出し袋の中身について、それから実際の避難所の運営訓練の体験としましては、段ボール仕切りの設置とか、簡易トイレの設置等行っております。

実際の運営訓練では、講義と外国人のAED講習、それから119番通報の方法についても訓練を実施しております。

○福井輝夫委員

いろいろやっていただいております中で、外国人をサポートするための訓練ということですが、特に外国人にわかってもらうための手段、方法、そういう部分については、普通日本語だけではできないと思いますので、そういう部分、どういうふうに入力しているんですか、ちょっと教えてください。

●北村市民交流課長

その訓練におきましては、ピクトグラムのような絵と多言語を表記したもの、それから筆談できるホワイトボードとか災害時の用語集、表現集の多言語版など、そういうものを含めた避難所の情報伝達キットというのを使用しまして、外国人さんにもわかるように訓練をしているところでございます。

○福井輝夫委員

外国人というてもいろんな方がみえると思いますんですけども、多言語云々とおっしゃいましたんですが、今まで、昨年の資料では6カ国語でやっておったというようなことを、ちょっと記憶があるんですが、今回もその6カ国語でやっておったんですかね。それで何か対応に支障がなかったか、今後ふやさなければならないとかいうような反省点があるのか、その辺お聞かせください。

●北村市民交流課長

25年度も内容的には一緒であったんですけども、その訓練の中では通訳の方も入っていただいて実施をしておりますし、そこへ参加していただいておりますという方は簡単な日本語も理解をさせていただいておりますということですので、訓練の中で言語等が通じないという部分はないというふうには思っております

○福井輝夫委員

外国人の方の場合、避難運営訓練の前に災害が実際に発生したかどうか、そういう状況がわからないという方もおるということをお聞きします。指定の避難所に行くことがそういう場合はできないと思うんですけども、こういう場合どう考えるのかお聞かせください。

●北村市民交流課長

訓練の中でも、伊勢市に居住をしております外国人を雇用している企業さん、それからかわりある団体さんに情報伝達網を作成しまして、災害があったらその担当者の方に情報を伝えるというふうを考えております。

ただ、そういった場で情報がとれない場合もございますので、今後、外国人さんがスムーズに情報を取っていただけるような仕組みも考えないかなというふうには思っております。

○福井輝夫委員

最近はいろいろな、例えばタブレットとかスマホとか、そういうもののメールとか、そういう部分もかなり外国人の方も使ってみえるのではないかなと思います。

そういうようなことで、今回やった中でいろんな反省点もあろうかと思いますが、そのような情報をどういうふうに得ておるのかとか、参加した外国人がどういうふうな情報を得ておるのかとか、そのときにアンケートをとるとか、どういう方法を希望するか、こういう方法でもらうとありがたいとか、そういうものがあればそのときお聞きするか、やはり今後につなげていく必要があると思うんですよね。例えば、メールアドレスを持っている人が多いのであれば、防災対策としてメールアドレスを記入してください。そういうメールアドレスの人には一斉送信するか、そういうようなこともできるし、個人ではなくてもそういう外国人のグループ、そこへ発信することでそこから情報網があるとか、そういうこともあろうかと思うんです。そういう部分も今後検討して、そういう部分の多文化共生事業を充実していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

●北村市民交流課長

委員仰せのメールとかの活用という部分も含めまして、今後どのような方法がいいのかというところは、この事業の中では検討していきたいというふうに考えております。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。
上村委員。

○上村和生委員

同じく多文化共生のところで少しだけ聞かせてください。

福井委員言われましたので、ダブらないように簡単に質問させていただきます。

この事業はなんですけれども、目標というか、目標設定ということでは数字的な部分は難しいと思うんですけれども、いろいろ見させていただきますと、いろんなことをやられとる中で、参加人数とか決して多いというふうには思わないんです。そうなったときに、目指すところというのはどういうところを目指しておるのか、その辺だけ、それに対してどうだったんだということだけ教えてください。

●北村市民交流課長

確かに委員仰せのとおり、訓練をしていただくことによって、災害が起こったときの避難所のことなどがわかっていただけというのが目的になっておるんでございます。

そういった部分で、人数が少ないというところはこの事業の課題かなというふうに思っております。

○上村和生委員

もう最後にしますけれども、先日起きました関東東北豪雨で、行方不明者の情報というのが県と市の中でかなり錯綜したというようなこともありましたけれども、その辺で、外国人の方の安否確認ということについてはこの中でやられておるのか、その辺だけお聞き

をしたいなというふうに思います。

●北村市民交流課長

この事業の中では安否確認というのはやってはいないんですけども、もしそういった関係の話となると、雇用している企業さんや団体さんと連携をして、その方らに確認をするということになるかというふうに思っております。

(目22コミュニティセンター費) 発言なし

(目23防犯活動推進費) 発言なし

(目24交通対策費)

○黒木騎代春委員

交通対策費のところで、伊勢市全体の交通の基本の問題についてどんなふうになされてきたのかという観点からお伺いします。

平成25年に交通基本法が成立して、私たち、これ問題点もあるというふうに思っておるんですけども、それでも従来の民間事業者を中心とした枠組みから脱却して、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって地域戦略の一環として取り組む必要がある、そういうこととして地方自治体の役割、責務というのを位置づけられるようになった点というのは、非常に積極的な側面ではないかなというふうに思っていますけれども、この法律の制定によって地域公共交通の活性化及び再生に関する法律も改正されて、地域公共交通再編実施計画、これに岐阜市が全国第1号で国土交通省の認定を受ける、このような具体的な動きにつながっているというふうに見受けられますけれども、昨年度は、市としてこの地域公共交通網形成計画に向けた準備作業も取り組まれたというふうに思うんですけども、この再編実施計画との関連性、これはどんなようなものとしてとらえているのか。そして、このような流れが伊勢市としての有効な今後の交通対策となり得るというふうに考えられて取り組まれてきたのか、それについてちょっと大きな観点ですけれどもお伺いしたいと思います。

●岡交通政策課長

委員御指摘のとおり、平成25年に交通政策基本法が制定されまして関連する法律がそれぞれ改正された。まちづくりと公共交通が一体となって面的整備をしていかないかという話になってまいりました。

委員御指摘のとおり、ただいま公共交通網の形成計画を策定中でございまして、しかるべき時期に、また議会当局のほうにも御報告を申し上げたいと考えておりますが、それを受けた結果として実施計画が出てくるということで、先ほど委員仰せのとおり岐阜市が全

国第一号ということになってございます。

市としましても、これまでの民間事業者主体のところから、市が中心となってインフラ整備的な意味合いで、民間事業者ともタイアップしながら、公共交通網の再編ということまでいくのが本来の目的ではございますが、その前に、今現在、そもそもの計画をつくっておるという段階でございます。

○黒木騎代春委員

そういう方向性で動いてもらってきたということなんですけれど、そうなりますと、これまでの一部局の問題ではなしに、市総がかりでこの問題に対しても、高齢化の問題とか、いろんな今言われております地方創生という面からも、総がかりの体制でいくっていうようなことも必要になってくると思うんですけれど、その辺ではどんな視点に立って議論を進められてこられたのか、ありましたら教えてください。

●岡交通政策課長

既に設置しております伊勢地域公共交通会議という組織がございます。そちらの中で議論の一つとして、今、委員おっしゃっていただいたような福祉の面とかそういう話もさせていただいておりますが、具体的な話までは至っていないのが現状でございます。

ただ、その前提となる形成計画の策定をしておるという状況でございます。

○黒木騎代春委員

現在の伊勢市の規定では、交通空白地域とは位置づけることができない団地、距離的には路線バスのバス停が範囲内にあるということで外されているようなところは、コミュニティバスの対象地域とはなっておりません。

しかし、実際は距離だけでは見れない困難性があるということは、前回、私、予算委員会のときにお伺いもさせてもらいましたけれども、急峻な坂を移動しなければバス停にたどり着けないような地域における移動手段について、どのような検討がなされたのか。そのときは今後の方向性として考えてもらえるということでしたけれども、例えば、伊勢地域公共交通会議の中でも、学識経験者の方から買い物難民や病院に行きたくてもいけない人がたくさん出ないよう交通権の確保のために今頑張らないといけないと、こういう発言もしたように思います。

現在の規定では、コミュニティバスの対象外の地域と言っているだけでは問題解決に進んでいけないという面もありますので、具体的な検討をどのように進められてきたのか、それともまだ保留中なのか、教えてください。

●岡交通政策課長

先ほど申しあげました公共交通会議の中でも、議論といいますか話題として、どうしていったらいいのかという話がされておったわけなんですけど、どのような手法でその問題を解決していくのかという話が具体論になるかと思っております。その中には、例えば、私どもで担当させていただいておりますコミュニティバスだけではなくて、委員仰っていただいたように庁内全体の中でやっております、例えば、福祉バスの関係であったりとか、その辺

を総合的に考えていく必要があるのではないかなというふうには考えておりますが、ただ、具体的にどのようにしたら解決できるかという話にまでは、一朝一夕ではなかなか答えが出ないところもございます。

一方では地域のほうからの要望等もいろいろございますので、御指摘の部分というのは承知しておりますけれども、そういうことも踏まえて、どのような解決方法があるかということを考えていく必要があるというのは十分考えておりますので、今、その前提となります形成計画を策定中ということで、さっき申し上げたとおりでございます。

○黒木騎代春委員

一刻を争うというふうに私は思いますのでよろしくお願いします。

それからもう1点、これは市民の声でお見受けした内容なんですけれど、おかげバスが時間前に出発して乗れなかったというような市民からの声があったと思います。

これは市としても回答をしとるわけなんで、御迷惑かけて申し訳ありませんでしたという言葉で結んだ回答を、市としてしていただいておりますね。

この点については確認されて、手を打たれたのかどうなのかという点だけお伺いします。

●岡交通政策課長

おかげバスにつきましては、三重交通に委託をさせていただいております、そちらのバスにはそういう計測する機械、それが積まれております。

電子のタコグラフがありまして、何時にどこにおったかというところまで把握できるということを聞かせていただいております、そのようなことはなかったという話でございましたが、ただ、どちらが正しいかという議論ではなくて、十分注意をして、早発といたしまして時間の前に出ることだけは絶対避けるようにということを、十分協議をさせていただいております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

駐輪場管理事業と路線バス運行維持事業についてお伺いしたいと思います。

まず、駐輪場管理事業なんですけど、成果説明書を見ますと680万ほど使っております。過去の金額から見ますと昨年が350万で、その前が260万ということで随分ふえてきておるなというふうに思っております。

何が違うのかと見ますと、駐輪車両の整理の部分の金額がふえておるのかなと。駐輪場管理事業の中の駐輪車両の整理の部分がことは467万5,000円、昨年が224万5,000円、その前が96万9,000円というようなことで、非常にこれがふえておるということで、すごく増加傾向にあるんですけども、その辺の問題点、何かちょっとそれについてお聞かせください。

●岡交通政策課長

金額があがってきているということにつきましては、放置自転車等の対策のために、昨年の6月から本格稼働しております条例を制定させていただいております。

その関係で管理する事業であったり、また、並べ替え等についてもシルバー人材センターへ委託させていただいておりますが、その並べ替え等の回数についても当然ふえるということが大きな要因でございます。

○福井輝夫委員

条例を制定したことによって放置自転車のということなんですけれども、これはそうすると、今後いろんな部分で駐輪場の整備なんか状況によってはふえてくるかと思うんですけれども、それによって毎年どんどんふえる可能性も秘めているんでしょうか。なにか対策というのがあれば教えてください。

●岡交通政策課長

まず、放置自転車の対策につきましては、目標はなかなか難しゅうございますがゼロでございます。

ですので、啓発等を行うと同時に駐輪場内の長期放置であったりとか、放置禁止区域の即撤去であったりとか、公の道路上ですね、その辺の撤去であったりとか、年々少なくなってくると思いますが、引き続き地道な啓発が必要かなということも思っております。

○福井輝夫委員

乗って来て置いていくというような放置自転車、それをなくすには、おっしゃるように啓発が必要かと思えます。そういう面で盗難自転車の部分もあろうかと思えますけれど、そういう面全体を含めて、いろいろ対策していただきたいと思えます。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。

○福井輝夫委員

もう1点お聞きしたいということで、ちょっと忘れておりました。すみません。

◎世古口新吾委員長

手短にやってください。

○福井輝夫委員

路線バスを事業のどこについてお聞きします。

これは玉城線だと思うんですけれども、この4年間ぐらいを見てもほとんど値段は変わりません。600万円付近でいつもやっておりますけれども、この乗車人数について、どのくらいの人が使っておるのか、それについて教えてください。

●岡交通政策課長

現在、おおよそ3万人程度の利用者がございます。

○福井輝夫委員

年3万人ということですね。了解です。

そうすると1日80人の利用となりますね。

お聞かせいただきますと1日10便が往復しておるということで、そうしますと平均でいくと1回に4人ぐらい乗っているだけかなというような気がします。

そういう中で、このバスをなくすということは難しいでしょうか。

●岡交通政策課長

私どもが情報を把握している範囲といたしましては、特に雨の日の高校生の通学が多いとお聞きしておりますので、なくすことは不可能だと考えております。

○福井輝夫委員

このバスは伊勢市から玉城までということで、玉城の路線の部分と伊勢市の部分が、距離に応じて負担しておるということはお聞きしております。

そういう中でなくせないと、高校生の利用があるということで。例えば、高校生が利用するということになると、時間帯によっては全然使われない時間もあるんじゃないかなと。

そういう場合、その統計なんかを取ってみえないのでしょうか。そういう統計は全然とってないですか。この時間帯は何人だとかいうような、そういうのはないですか

●岡交通政策課長

現在のところ、そこまでの把握はいたしておりません。

○福井輝夫委員

ということは、例えば、高校生が使わない昼間の時間帯とか、極端に少ない場合もあるかと思えます。

この時間体は年間通じてほとんどないとかいうのがあれば、そういう時間帯だけデマンドにするとか、そういう部分の検討も必要ではないかなと私ちょっと感じますので、その辺について所見をお願いします。

●岡交通政策課長

まず、三重交通さんとも状況確認をできる範囲でさせていただきながら、できる方法をとることになると思いますが、象徴的な部分として雨の日の高校生と申し上げましたが、それ以外も買い物であったりとか病院等々もございますので、その辺ができるかどうかも含めて、先ほど不可能と申しましたが非常に難しいというふうに改めさせていただきたいと思いますが、その辺も含めて交通業者とも協議をさせていただきたいと存じます。

○福井輝夫委員

このバスの路線の中で寿バス券は使えるんですね。それだけちょっと確認します。

●岡交通政策課長

伊勢市内において使えるというふうにお聞きしておりますので、当然使えます。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

1点だけお願いします。

コミュニティバス運行事業の6,255万5,889円の支出でありますけれども、先ほど黒木委員からの御質問で、伊勢地域の公共交通の会議というのができて、将来的なそのことも含めて会議の中で、どういう形で計画をされるということはお聞きをしました。

現実としてはコミュニティバスの運行事業について、200円の運行に対して1人当たりの税金投入が1,500円以上もかかっているというように、資料でいただいたりしております。運行の人数によっても割り算をすると500円、600円という税金投入であるというように示されておりましたけれど、こういった事業について、市民からの御批判も実はあります。

それについて、どのように当局側で整理をされてきたのかお聞かせください。

●岡交通政策課長

まず、非常に費用がかかっているという部分につきましては、御批判の声もいろいろお聞きかせていただいておりますが、一方では、生活の足として必要な部分というのもございますので、どの辺で調整ができるかという視点と、費用を少しでも少なくしていかないかんとすることも当然のことでございますので、手段としておかげバスというマイクロバスを使っている部分と、タクシー車両を使った予約制という形の両面で確保をさせていただいておりますので、その辺をトータル的に調整しながら、公共交通会議の中でも調整をさせていただいておりますので、今後検討していかないかんとということで、今、まさしく形成計画をつくっておる最中でございます。並行しながらそういう話題も交わしていただいております。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。

中山委員。

○中山裕司委員

今、議論をされております公共交通、特にバスの関係であります。

これにつきましては、非常に私は難しい問題をはらんでおるかなというふうに思います。

これは、かねがね申し上げておるんですが、現在おかげバスになっておりますけれども、

そもそもが、これが導入されたのは旧小俣町のある一部の路線バスが廃止されることによって、その地域の皆さん方が交通手段が奪われるということで、住民の救済をするということで福祉バスという形で導入したのが始まりです。

それで、合併協議会の中でいろいろと議論されて、合併の時点でどういうふうはこの小俣町の福祉バスを合併した中で導入するかということが合併協議会の中で協議をされて、コミュニティバス、現在はおかげバスというふうな形で導入されたと、こういう経緯があるわけでありませう。

先ほど黒木議員から質問がありましたけれども、そういうような、すべての市民を救済できるような、こういうものが本来的に網羅できるのかと。これは金に糸目をつけなければできません。

これは本来的には交通弱者を救済するというのは、行政の使命であるかも知れないけれども、しかしながら、これには限られた財源が必要なんです。財源の中でどういう形でしていくかということは、かねがね私が申し上げておるように、現在のそういうようなおかげバス、コミュニティバスからおかげバスに移行してきたけれども、これは果たして本当に交通弱者を救済するような形に、先ほど宿委員が言われたけれども、そういうような費用対効果、それから現在使われておる状況から見て本当にそのことが正しいのかとか、これはかねがね私は指摘をしてきておるわけなんです。

これはどういうことかと言いますと、ずっと惰性でもって小俣町で導入されたそういうものを引き継いで、それから合併協議会の中で格差をなくしていくということで、今回のコミュニティバスからおかげバスに移行しましたけれども、そういうものを導入してきたと。

これは私はある意味において、地域格差をなくしていくということで協議会の中で議論をされて、惰性の産物としてこれがでてきたということですから、これはきちんとここで整理をして、どうしていくのかと。いずれかの予算か、いずれかのときにも申し上げましたけれども、私は三重交通と個人的にもいろんなことの議論をしとるということをお願いしました。

今、伊勢市の公共交通機関、特に路線バスの中で、三重交通は営利会社でありますけれども、赤字続きで廃線をしたいという路線バスがたくさんあるわけなんです。

そういうものを、全体的にどういうようなことで総合的に考えていくのかということが、非常に大事やというようなことを申し上げてきましたけれども、交通政策課長のほうから、そういうような協議をしておるといふことですが、私はもう少し現実に即したような議論をしていかんと、いつものような、その決まったような協議会の中で議論をしておると、そういうようなものがなかなか進んでいかないといふことに思うんですが、その点どう思われますか。

●岡交通政策課長

いろいろ歴史のことも教えていただいたわけですが、その出発時点は、路線バスの廃止に伴います交通空白地を、何らかの手段で対応しようというのがきっかけだったと思います。

今、おかげバスの部分につきましても、それまでの路線バスの廃止に伴って走らせている路線も多々ございます。

一方で御指摘のとおり、三重交通さんのほうも不採算路線も多ございまして、市の補助金だけではなくて国、県の補助金が多く投入されて、特に広域の路線なんかはその補助金があれば走らないというような路線もございまして、今現在としては、営利企業として単独でやっていけるという路線は本当に少ないという認識は当然してございます。

○中山裕司委員

三重交通もそういうような経営危機というか、路線バスに関しましては経営危機に陥っておると、こういう三重交通の経営陣も認識をいたしておるわけですから、おかげバスを業務委託しておることについては、三重交通としては非常にありがたいわけでありまして。ある意味においては、一部の路線バスの補完をしておると。そういうような側面をもっておることは事実なんです。

しかしながら、そういうような三重交通の抱える問題と、伊勢市が導入しておるおかげバスの実態が、実際にそういうような形で、それだけの費用で満足させるような成果があがっておらないということも現実にあるわけなんですよ。

ということは、非常に利用者が少ない。これが果たして本当に交通弱者を救済するための公共交通バスであるのかどうかということが、非常に大きな問題なんです。

そこで、そういう協議会としては協議会として協議をしていくのは別としても、もっと行政として三重交通と現実的に路線バスの現状、そして今のおかげバスの業務委託をいたしておるわけですから、そういうようなところとの現実的な議論をしてもいいんじゃないか。その中でどうすることが伊勢市の公共的なものと、それから交通弱者を救済するようなコミュニティ的なバス、そういうものをどう融合させていくかということは、別途にもっと現実的な問題として議論していかないかん。これはもう早くに私は申し上げております。予算委員会だったと思いますけれども、そんなことを申し上げたというのは記憶いたしておりますので、そういうようなことがね、行政として一つの危機感を持って対応していかんといかんと思うんですが、そこら辺の考え方はどうですか。

●岡交通政策課長

まず考えなくてはならない、先ほど黒木委員さんもおっしゃっていただ交通権に関しましては、機会があるということだと私は認識しております。

ですから、乗車をされない方が走っているバスタイプじゃなくて、本当に少ない路線については、必要なときだけ走ることができる予約制という手段の違いの導入、どこまで導入するかとかネットワークをどのようにしていくかと、今走っていない路線もありますけれども、どこまで対応できるのか、当然、財政面のこともございまして、トータル的に今後考えていければと考えております。

○中山裕司委員

先ほど私が申し上げたのは、黒木君にあえて言ったのは、大きな団地で上から下までおりてくる、そういうことまでも本当に現実的な問題として、行政で救済しなきゃならんのかどうかと。これは財源が許すことが可能であれば、すべて人たちに平等にそういうような形のものを実施していくというのは、本来、行政のあるべき姿であり、住民サービスとい

うことに尽きるのではないかと思いますけれども、このおかげバスを一つ例にとっても、これほどの大金を投入してもなおかつそういうような救済が図られないというところに問題があって、難しさがあるということを私は申し上げておるんで、先ほど冒頭申し上げましたように、金に糸目をつけないとするならば、これほどこまでも際限なく、きめ細かく導入することは可能なんですよ。

しかしながら、それができないと。片一方では財源的制約があるということを我々は知りながら議論をしていかんと、何でもかんでもそういうような点で市民受けのような形の発言はいかん。できるものはできる、しかしながらできないものはできないという形できちんとしていかんとですね、これは当局側の答弁も、そういう期待感を持たせるような答弁は私はいかんと思う。だから、できるものはできる、できないものはできる、先送りしながら期待感を持たせる答弁は絶対的にすべきではないということだけ申し上げておきます。

◎世古口新吾委員長

審査の途中ですが、10分間休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

◎世古口新吾委員長

休憩を解いて再開をいたします。

他に発言もないようでありますので、目24交通対策費の審査を終わります。

目25諸費について御審査願います。

(目25諸費) 発言なし

(目26地域住民生活等緊急支援費) 発言なし

《項2 徴税费》 発言なし

《項3 戸籍住民基本台帳費》

○福井輝夫委員

それではこの中の戸籍住民関係窓口業務等委託事業についてお伺いしたいと思います。

今回、1,500万ほどみておりますが、これは26年度分については3カ月分ということで理解しております。

26年度の3カ月分ですね。全体では1億5,900万とでておりますけど、これは3カ年分

ということで、そのうちの1年分の3カ月分ということですね。

3カ月だけでも1,500万ほど委託業務として見ておるわけなんですけれど、どのくらいのメリットが出たのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●古布戸籍住民課長

委員仰せのように1月から窓口業務委託を開始いたしました。

当初、1月はお客様が多くて迷惑をかけた時期もあるんですけれども、毎月の定例会等で順調に進んでおるといふふうに考えております。

また、5月19日から29日には、窓口のアンケートをとらせていただきました。

719名からアンケートをいただいたわけなんですけれども、全体的な評価といたしまして97.4%の方から満足、ほぼ満足というふうな回答をいただいております。

○福井輝夫委員

私も2回ほど利用させていただきました。

一つは、ある年配のよくわからない方を一緒に伴って行ったというのと、自分ひとりで行ったこともあるんですが、非常に丁寧な対応をしていただいておりますのは、ちょっと感心したんですけどね。さっと行ったときでも、すぐに一人の方が何の用事でしょうかと聞きに来てくれるし、それでどういう紙にどういうふうに書いてくださいよということで丁寧に指導していただいておりますということで、案外スムーズにいらしていただくのかなというふうに思いました。

先ほど市民の方に迷惑をかけたことがあるということでしたけれど、どういう迷惑をかけたんでしょうか。

●古布戸籍住民課長

1月の3連休のときに、窓口が混雑して待ち時間が多くなったと。そういうことでございます。

また、それについては委員も仰っていただきましたように、フロア内に配置をしております記載案内等をしていただいて、要領がわかりにくいような人に親切に対応してもらったと、そういうふうな声も聞いております。

○福井輝夫委員

そういう部分での改善も、混むだろうと思うときには何かの対応とるとか、今後していただきたいと思っております。

そういう意味で市民のサービスが向上しておるといふことですので、非常に嬉しいかなと思っております。

これの金額的なメリットはあまりなかったんですかね、どうですか。

●古布戸籍住民課長

以前につきましては、臨時職員、嘱託職員も多ございましたものですから、金額的なメ

リットというのはあまりないんですけれども、1月には嘱託職員6名、臨時職員2名を他の部署に配置、また、この4月ですけれども正規職員3名が他の部署に配置と、そういうふうな人的な部分ではでているかと認識しております。

《項4 選挙費》

○黒木騎代春委員

前回、私が参加させていただいた予算審査の際にお伺いしたこともあるんですけれども、郵便投票について1,300名の方が郵便投票できる、そういう潜在投票者、資格があるというふうに把握されているということでしたけど、個別に高齢・障がい福祉課とも連携をとって、郵便投票ができますというようなお知らせをしていただくという御答弁もいただいていた。

1,300名うち30名の方が、こういう権利を行使していただいとる状況やということだったんですけれど、その後対応について、進展状況について、この26年度はどんなふうに取り組みられたのか教えてください。

●小森選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会といたしましては、委員から御質問をお受けした後に三つの対応をまずさせていただきました。

まず一つ目といたしましては、市内にあります伊勢身体障害者協議会を初めといたしました七つの団体に、総務省が作成いたしました郵便投票に関しますパンフレットでございますけれども、そういったものを配付させていただいたところですよ。

二つ目といたしましては、各総合支所、また支所ですね、そういったところとか、利用頻度が非常に高いと思われる福祉施設、関係施設へもパンフレットを設置させていただいたところがございます。

三つ目でございますが、高齢・障がい福祉課で毎年作成いたしております障害者総合支援法等のサービス一覧表、こちらに郵便投票に関しますページを新たに作成して追加していただいて対応させていただいたところですよ。

また、その結果でございますが、黒木委員おっしゃられた30名ほどで、実際のところ、26年8月1日時点の数字でございますけれども、3名の方が、その後、新たに申請していただいたといった状況でございます。

○黒木騎代春委員

一定の努力をしていただいたというはわかるんですけれども、まだまだ、この制度について知らされていないんじゃないかなと私は想像しています。

そして、御家族の方にもこういうことを十分知っていただいて、家族の投票の権利、これを行行使する機会があるんだということを認識していただくことも有効かなと思います。

そういう意味で、ホームページなんかを見ましても、そのことがよくわかるようにされておる自治体もあるんですけれども、残念ながら私の技術的な問題か、伊勢市の場合はそ

の情報を得ることができてないように思います。この点については、どのように紹介されていますでしょうか。

●小森選挙管理委員会事務局長

その他の周知についての御質問でございますのでお答えさせていただきます。

伊勢市のホームページでございますけれども、非常にわかりづらいところもあるかもわかりませんが、選挙のお知らせという広報誌、選挙のときには毎回各世帯に配付させていただいておる内容と同じものを、一応ホームページにも記載はさせていただいておるところです。

あと、黒木委員おっしゃられたとおり、御本人さんがこういった申請を直接私どもにするという、まずきっかけがなかなかないと思います。

委員おっしゃられるように御家族の方、関係者の方に再度、また来年も7月には参議院議員の通常選挙が執行される予定でございますので、今後もう一度、委員おっしゃられたように、実際の対象となる方の30名程度しかご利用いただいておりますので、この数字がさらに高くなるように、今後、周知徹底していきたいと考えております。

○黒木騎代春委員

通常の場合、この郵便等投票証明書ですか、これがないと請求できないということだと思うんですが、交付の日から7年間有効ということで、1回もらえればそれだけ有効なんだということで、介護保険の関係の場合は認定の範囲内ということがあるんですけど、そういったことも知らせていただくと、そんな毎回毎回申請せんでもいいんだってということも、そんなに負担がなくてできるというようなことも、大いに知らせていただくと効果があるのではないかなというように思います。そういう点でもお願いしたいと思います。

もう一つは、今申し上げたのは投票制度としてのバリアフリーに関する話でしたけれども、ハード的な面、投票所のバリアフリー化の現状についても前回お伺いした経緯があります。前回お伺いしたときには50カ所ある投票所、要望に応じてバリアフリー化ができているところもあるけれども一部できていないところがあると。そういうところについては、要望があればお手伝いをして投票所まで入っていただくようにするということでした。それで了解としたんですけども、実際の状況はどうであったかといいますと、そういう困難なところへ行きますと、車いすなんかで一人できた場合は投票所の事務局庶務の方に言いに行くまでが距離があるわけなんで、例えば、傾斜地もありますし、舗装されていないようなところもあるわけで、例えば、仮設のインターホンを設置するとか、直接そこまで行かんと連絡がとれんような状況もお見受けしたんで、そんなような工夫も要るのではないかなと思うんです。そこへ行ってもお知らせしない限りは補助には来てもらえないわけですから、そういったことも現実にはあるのではないかなというふうに思いましたけれども、その辺についてはどうでしょうか。

●小森選挙管理委員会事務局長

現在、伊勢市で投票する場合、投票場といたしまして50カ所開設いたしております。半数は市の施設でございますけれども、中には民間の施設をお借りして投票を行っているよ

うな状況でございます。

そういった中で、すべての施設に、なかなか個人の方の施設もあったりもするわけで、そういった部分で附帯設備と申しますか、インターホン等設置するのは難しいところがあるかと思いますが、委員から御要望ありました件、選挙管理委員会に持ち帰りまして、今後そういった福祉の部分で対策をもっと充実させるべく、一度話し合いをしてみたいと考えております。

○黒木騎代春委員

そこから、もう一つ強調したのは先ほどの郵便の投票ですけれども、代理投票も可能だという点も大いに強調していただくことが大事ではないかと。手が不自由な方が最初から諦めるということのないようにお願いしたいなと思います。

◎世古口新吾委員長

他に御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

ここの選挙費のところでは1点だけお聞かせをください。

この衆議院選挙の費用が今回載っておりますけれども、伊勢市は開票が県の中でも決して早いほうではない。むしろ遅いほうであるというようなことをたびたび御指摘させていただきました。

直近には27年度なんですけれども、県会議員の選挙も決して早いほうではなくて、開票の1回目も非常に遅い時間であったかなと思っておるんですけれども、県下の中でも遅いという認識をされているのかどうなのかということで、そのあたり目標としてどんな感じでやられとるのかをまずお聞かせください。

●小森選挙管理委員会事務局長

私どもも当然、選挙が終わりましたら、少なくとも県下の開票時間、確認をさせていただいておるところです。

私どもとしましても、他の市と比較しまして時間がかかっている部分、こういった部分で他のところと比べて時間がかかっているかの検証はいたしておるところでございます。

県下で1番開票する時間を短くできるかというのは一足飛びには難しいところがあるかと思うんですけれども、この10月5日でございますけれども、14市の選挙管理委員会、また、選挙管理事務局の職員が集まりまして意見交換会等もございます。

開票時間が早いところにつきまして、一度そういった市が私どもと違ったやり方をやっていないか、その辺照会させていただいて、今後の選挙のほうに対応させていただきたいというふうに考えております。

○野崎隆太委員

もう長々とはやりませんが、過去御答弁をいただいた内容からすると、例えば、

昔であれば、今度は機械を導入するので早くなりますとか、そういうことも既に御答弁を何度かいただいております。その中でもなかなか早くならない。じゃあその答弁は何だったのかというのが、質問の根底にあるというのは御理解をいただければいいなと思います。

現状だけ申し上げますと、私、この選挙のたびに市民のいろんな方とお話をすると、実際にそういうことがあるかないかは別としても、市民の中では、12時をまわらないと費用が余分につかないもので、そういう形でわざわざ延ばしているんだと思っている市民も実際にいます。そんな声があるというような認識と、後は例えば参議院選挙、今度あるという御答弁いただきましたけれども、その開票とか知事選挙の開票なんかであれば、全県下のほかの市町村にも、開票結果を待っている人に対して迷惑をある程度かけているというような認識は強く持つべきかなと思っています。

そういったことも含めて、次、10月5日でしたか、講習会があるという話でお聞きしましたのでこれ以上申し上げませんが、伊勢の選挙の開票の速度というのは、県下いろんなところで見てもやっぱり遅いというような認識を強く持っていただいて、次の職務に当たっていただければと思います。

《項5 統計調査費》 発言なし

《項6 監査委員費》 発言なし

◎世古口新吾委員長

当局説明員交代のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

◎世古口新吾委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【款3 民生費】《項1 社会福祉費》（目1社会福祉総務費）

○黒木騎代春委員

この目の中では、117ページの社会福祉協議会運営事業負担金になるのかなと思いますけれども、生活福祉資金の貸付事業のところでお伺いしたいと思います。

これは低所得者、障害者及び高齢者世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにするためのものですが、この事務の概要書を見ますと、実績としては昨年度31件、金額としては1,258万1,000円となっておりますけれども、教育支援費とか就学支度費なども含むため、資金の種類によって金額の違い

があると思いますけれども、内訳について御紹介をまずお願いします。

●大桑福祉総務課長

生活福祉資金の貸付事業の内訳でございますけれども、低所得者、障害者及び高齢者世帯に対して、その経済的自立と生活意欲の助長、あるいは会社参加の促進を図るということで貸付を行っております。

総合支援資金として1件、福祉資金として26件、教育支援資金として4件、計31件ということございます。

○黒木騎代春委員

福祉資金というところで26件と1番多いわけですがけれども、私はそのところでお伺いしたいのは、例えば、近年の猛暑による特に高齢者の熱中症などの影響が出ないように、生活保護受給世帯に対するクーラー設置のため生活福祉資金から借り入れをした、こういう事例について体験をさせていただいたんですけれども、この福祉資金については、生活保護制度改定後も従来と運用に関して大きな変更はあるのかなのか、その辺だけ認識を教えてください。

●大桑福祉総務課長

現在ところ、生活保護制度に関しての見直しによってこの制度が変わっておるといことは認識をいたしております。

○黒木騎代春委員

変わっていないということですね。

私も御相談にあずかることがあるんですけれども、ことは時期は過ぎましたけれども、昨年度も非常に暑い夏で、いろんな節約意識から我慢をするんだけれど、夏が近づいてきてその年の最初の状況によって我慢し切れんようになると。このままでは健康にも危機を感じると。そういった中でぎりぎり申請しても、ときには認定のための会議、これがあまり頻繁にないということもあると思うんですけれども、その会議の周期と一致しないために支給決定までに時間がかかるケースがありました。

健康に害を及ぼしてからでは遅いという立場から、特別にそのときは運用が柔軟にされたというような配慮もいただいた件もあるんですけれども、常時こういうことについては体制がとれるように、支給決定について関係組織全体の認識にさせていただく必要があると思うんですけれども、お金がおりてもそのときでは遅かったというのでは意味がありませんので、本当に有効に使っていただけるような、そういうシステムというんですか、その辺での改善を求めた経緯があるんですけれども、それについての考え方を、取り組みについて教えてください。

●大桑福祉総務課長

委員仰せのように、お金があってもそのときに出ないと無駄になるというようなこともございますので、この辺につきましては、社会福祉協議会に対しまして十分配慮するよう

に申し入れしていきたいと考えております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言はございませんか。

藤原委員。

○藤原清史委員

119ページ、大事業16のところでは臨時福祉給付金支給事業のところですが、これは消費税引き上げによる所得の少ない方への負担の軽減を図るために、暫定的、臨時的な措置として給付、支給されたということなんですけれども、給付対象者として最初に1万6,897件というふうになっているんですけれども、実際、申請されて支給された方が窓口申請と郵送申請、これで1万3,314件、約3,600件の方がまだ申し込みされていないということなんですけれども、本当に必要なくて申請されなかったのか、忘れていたというかわからなかったのか、申請されていないのか、その辺は当局はどう考えているのか教えてください。

●大桑福祉総務課長

委員仰せのように、対象世帯に対して大体80%程度の支給率ということでございます。

残りの方、支給されていないということなんです。原因として考えられますのは、対象となる世帯が非課税世帯ということで、高齢者の方もかなり多いということで、例えば、もう施設に入られておる方とか、そういう方もおったかと思えます。

今年度につきましては、こういう方に対しても何とか行き渡るようにということで、例えば、特別養護老人ホームに入所されておる方とか、高齢者向け住宅に入居されておる方への周知ということで、そういったところに、あらかじめ施設に周知をいたしまして、御協力いただくようなことで対応を図っておるところでございます。

○藤原清史委員

今年度もされているということで、本当に困っている方には行き渡るようによろしくお願いいたします。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。

上村委員。

○上村和生委員

福祉ボランティア育成事業のところでは少しお聞かせをください。

ボランティアの育成ということで、福祉的なボランティアから災害復旧とかいろんなボランティアがあると思うんですけれども、多岐に及ぶと思うんですけれども、ここで言われておる目指しとするものはどういうボランティアなんでしょうか。

●大桑福祉総務課長

福祉ボランティアということでございますので、まずは福祉関係かとは思いますが、昨今、災害とかも起こっておるようなことから、当然そのような災害ボランティアの育成についても力を入れていきたいと考えております。

○上村和生委員

基本的には、今のところは福祉ボランティアのところというようなことかと思えます。

今回、いろんなことをやられておるといことでありますけれども、団体数、人数等もふえてはおりますよね、年々。

ですけれども個人の登録というところでは年々減つとるように思いますが、その辺の部分をどう考えておるのか。

また、いろいろ事業をやってきた中で、育成が進んだというふうに当局は把握をしておるのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思えます。

●大桑福祉総務課長

委員仰せのように、わずかながらの増加にとどまっておということでございます。

それに対しまして、昨年ボランティアセンターのリニューアルを行いまして、また、ボランティアコーディネーターを1名増員するとか、あるいはボランティアセンター通信「ぼらいふ」というものを発行いたしまして、ボランティアの重要性というものを訴えてきておるところでございます。

今後も引き続きこのような活動を行いまして、何とかボランティアの発掘というか、育成に努めていきたいと考えております

○上村和生委員

先ほどもボランティアの育成という言葉を使われましたけれども、私が考えるに育成ということでは、例えば、新しい方の人数をふやしていくというのもそうだと思うし、また、今見える方をスキルアップしていくというのもいろいろあると思うんですけれども、両方とも、これは力を入れて進めてきたということなんでしょうか。

●大桑福祉総務課長

当然、人材の確保といいますか、ボランティアになっていただく方をふやすということは大事でございますけれども、おっしゃられますようにスキルアップも非常に重要な部分かと思えます。

ですので、コーディネータの養成ですとか、そういったところにも今後力を入れていきたいと考えておるところでございます。

○上村和生委員

ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思えます。

目指す姿、目標というのはあると思えますので、それに向けて努力を期待して終わらせていただきます。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。

岡田委員。

○岡田善行委員

私からは、119ページの生活困窮者自立促進支援モデル事業の中の学習支援モデル事業についてお聞かせください。

成果表の中では、中学生対象者33名に対して24名、延べ45回、高校生21名に対して17名、延べ21回訪問を行ったことが記載されております。

これは、生活困窮者の中でも生活保護世帯以外の対象者の把握というのもしなければならぬんですが、これを本年度行うと聞いておりましたが、本年度の把握はどうなりましたか。お聞かせください。

●濱口生活支援課長

生活保護以外の世帯ですが、低所得でも学力がさまざまで、支援の必要性の範囲がちょっと絞りきれないでいる状況です。ですので、対象者の範囲は継続して調査をしている状況にあります。

保護世帯以外の生活困窮世帯については、各学校訪問による情報共有を行っておりまして、調査を継続していきながら必要に応じて個別に学習支援を行っていきたいと考えております。

○岡田善行委員

調査は継続ということをお聞きしました。

確かに、個々の把握というので難しいことわかっておりますけれども、できるだけ早急にやっていただきたいと思っております。

それでは次の質問をしますけれども、ことしの体制も昨年同様、支援員1名体制と聞いております。昨年度の支援員1名体制で実施内容はどのようなものになったかお聞かせください。

●濱口生活支援課長

モデル事業の部分については、特に生活保護世帯で子供に直接かかわる初めての事業であったため、支援を行うにあたっては極端に子供の放任、また過保護状態など、子供に対する保護者の理解が得にくい状況がありました。

本年は教員経験者が昨年度実績をもとに、生活保護世帯を中心に深く子供の保護者の理解を求めることを始めて、学習環境や子供の学習能力を高める支援を行っておるところです。

○岡田善行委員

本年度は教員経験者でやっていくということをお聞きしました。

確かに経験豊かな方だとは思いますが、今後は生活困窮者世帯についても対応しなければならない状態になってくると思います。そう考えますと、支援員1人体制というのは足りているのかお聞かせください。

●濱口生活支援課長

今年度ですが、支援員1人体制で昨年に引き続き行っておりますが、今の状況が手一杯のような状況になっているのかと認識はしております。

個別方式、集合方式それぞれ利点がありますので、今後、集合方式を行うにあたっては、委託事業も含めた事業検討も考える必要があるのかと思っております。

○岡田善行委員

現在、生活困窮者の子供の貧困率を厚生労働省が発表しております。数値は16.3%に上り、6人に1人、325万人が貧困に該当されると言われております。豊かな先進国20カ国のうちでは4番目の高さとなっております。

今後、この数字が急激によくなるとは私も思っておりません。このような中、他市では個別方式のほか集合方式の事例も先ほど言われたようにあると聞いております。市内には学習塾や大学もございます。そういうことも、今後、活用していけるとは思いますけれども、そういう考えがないのかお聞かせください。

●濱口生活支援課長

三重県でも学習塾を活用して個別形式と教室形式、集合形式ですが、学習支援事業を行った事例もありますので参考にさせていただくとともに、地域資源の活用も一つとして検討させていただきたいと思っております。

○岡田善行委員

他市の事例も参考にして早急に検討させていただきたいと思っております。

貧困により生じる格差で、これからの子供の教育の機会を奪うことはできる限りやめていただきたいと思いますので、これからはしっかりと予算をつけてやっていただくことを述べて終わらせていただきます。

◎世古口新吾委員長

審査の途中ですが、13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後13時00分

◎世古口新吾委員長

休憩をといて会議を開きます。

目1 社会福祉総務費について、他に御発言はありますか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

生活困窮者自立促進支援モデル事業についてお聞きいたします。

これは、生活困窮者自立支援法の施行に向けまして26年度はモデル事業でありました。モデル事業であるからには法律の趣旨というもの、これを必須事業に反映させるためニーズをつかめたのかどうなのかということが、成果の有無になるのではないのかなと考えますので、そういう観点で質問させていただきできます。

概要書には相談者394件、保護申請126件、生活困窮相談268件とあります。

生活困窮相談なんです、これは生活保護の申請ににみえて該当しなかったのもその方の相談を受けたという、そういう数を困窮相談として上げているのかどうかお聞かせください。

●濱口生活支援課長

モデル事業の部分については相談の体制の見直しということで、生活困窮相談を受けて、その中で生活保護申請に至ったというような数で、生活保護申請に至らなかった方について困窮者の相談として受けております。

○吉井詩子委員

私の記憶では、26年度はそういう窓口をつくるというような表示はなかったと思うんですが、それでも困窮のことでいらっしゃったということによろしいですか。

●濱口生活支援課長

はい。そう認識しております。

○吉井詩子委員

実際、この窓口のことについて、まだ認知度というのはないのではないのかなというのを私は思っております。予算委員会、一般質問でも申し上げましたが、やはり本来、総合的に相談に来てもらう、そして複合的課題に対応するということが大切であると思っております。この概要書を見てもローンのことであつたりとか、住宅支援であつたりとか、いろんな問題が出てきております。総合的な相談体制をつくる寄り添い型支援、伴走型支援をしていくための窓口の体制の整備についてどのように構築していくのかということ、今後のことになるとは思うんですが、今どのように御議論されているのかお知らせ願いたいと思います。

●濱口生活支援課長

本年度については、相談支援員を1人増員いたしまして相談体制とさせていただいております。昨年度に比べまして、本年度は同時期ですが15件ぐらい相談実績としてふえております。その中で保護相談の部分については10件ほど減っておる中で、困窮相談としてふえているというのが実態かと思っております。

○吉井詩子委員

ぜひ市民が相談しやすいような窓口の体制というのをこれからしっかりと、これは難しいことではあるかと思うんですが、体制整備について御努力願いたいと思います。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。
福井委員。

○福井輝夫委員

臨時福祉給付金支給事業について、先ほど藤原委員もお聞きしましたのでダブらないようにお聞きします。

この説明では、いかにして申請率を上げるかが今後の課題ということで書いてありますけれども、今回どのような方法で周知したのか、その方法をお聞かせください。

●大桑福祉総務課長

臨時福祉給付金の周知の方法でございますけれども、27年度におきましては給付対象世帯に個別に勧奨通知を送っております。

また、新聞での折り込みチラシを今回3回予定しております。

また、広報やホームページ、ケーブルテレビでの周知、それから国におきましてはテレビCMとか新聞広告によって広報を行うということになっております。

○福井輝夫委員

郵送は2回ほど、1回目郵送したけれども反応のない方にはもう一度送っているというように、2回も郵送しとると聞きましたんですけれども、そういう中で、これをアップするためにほかにどういう方法が考えられるのか、郵送での受付なんかでもできるようなことをお聞きしましたけれど、その辺はどうなんでしょうか。

●大桑福祉総務課長

おっしゃるとおり、郵送料での受付も行っております。

現状を申し上げますと、9月15日までなんですけれども6,497件の受付をしておりますが、詳しく数字をつかんでおるわけではございませんけれども、郵送による申請が今回かなり多くなってきております、と言いますのは、昨年にも引き続いてということでございますので、皆さんなれてきたということもあるかと思えますし、今回加算もないということで非常に簡素化されたということで、郵送での申請が多くなってきております。

それから新たな取り組みといたしましては、先ほども申し上げたんですけれども、入所施設の方への周知ということで、事業所への協力依頼とか、居宅介護支援事業所にチラシ、ポスターなどを配布する取り組みを行っております。

○福井輝夫委員

これは私の初歩的な考えなんです、申請主義ということになっています。国の関係も

あろうかと思imasのでそういうことになるのかなと思うんですが、2回の郵送やそういう部分もいろいろ考えると、費用対効果やなんかもいろいろ考えると、申請主義じゃなくて該当者に全員配るといふようなことは難しいですかね、基本的に。

●大桑福祉総務課長

基本的には国から示された方法にのってやっておるということでございまして、それが申請方式ということでございますので、当市としましてもそのような方法でと考えております。

○福井輝夫委員

今回もいろいろやっていますけれども、かなりお年を召した方もお見えになるということで、なかなか簡単なことでもやりにくい、やれないということもあろうかというふうに玄関のところの受付の方も言っております。

場所も今回4階でやっておる。そういう部分が、例えば1階であれば1階のここですよと言えはすぐわかりやすい。エレベーターの使い方もわからないような人もおるといふことですので、1階の、例えばあいている部屋、収税課の前の部屋とか、そういうのを使って1階でやるというようなことはできなかつたんでしょうかね。

●大桑福祉総務課長

昨年は市民ホールでということを実施をさせていただきましたが、非常に来庁者が多くて混乱をしたということでございますので、ある程度広い場所を確保したいということから、4階にはなりますけれども4の5会議室ということを実施をしておるところでございます。

○福井輝夫委員

4階ということで、なかなか場所もわかりにくいというようなことで、かなり受付に殺到されるということも聞いておりますので、4階というのは、例えば、少し誇張してこの場所からこう行くというような部分をするとか、それから、身分を証明するようなものとか何かのコピーも必要ということですが、そのコピーのことについて、聞いた市の職員が1階のことでしなさいよということで、お金を出してしておると。4階へ行けば無料でしてくれるけどというようなこともあって、その辺もちぐはぐになっておりますので、上でやるならやれるというようなこともアピールしながら、統一した方法でやっていたらと思imas。

(目2 障害者福祉費)

○上田修一委員

ここで障害者福祉費の需用費、委託料についてお聞きをしたいと思imas。

障害者就労施設で作られています製品とかいうものは、受注促進のために平成25年から障害者優先調達推進法というのが施行されたと思imas。

これは国、地方公共団体が、公の機関で物品とかサービスを調達する際に、障害者就労施設から優先的に、積極的に品物を購入するということをいわれておりまして、これを呼び水として民間の需要を広げていくということになろうと思いますので、伊勢市においては、26年度の実績というのはどのぐらいの効果がありましたか。お答えください。

●中村高齢・障がい福祉課長

平成26年度の市全体の物品等の調達方針の目標数値といたしましては、消耗品などの物品が目標額が18万円に対しまして、実績が46万円、草刈り作業などの役務が260万円の目標に対しまして263万円となり、合計額では309万円ということで目標額合計額の308万円を達成をしているところでございます。

また、効果というところにつきましては、年度で比較をしましても、あるいは、実際に目標値に絡みましても増とはなっておりますものの、この金額を就労支援施設約20カ所で案分をいたしますと、1カ所につき15万円程度ということで、まだまだ利用者の工賃アップには効果があるとはならない状況でございます。

○上田修一委員

目標額を308万から309万ということで、20カ所の就労施設は15万程度ということで、目標額を大きくアップはしていないと思っております。

工賃というのは、障害者の就労施設で就労する障害者、在宅で就労する障害者の経済的な自立を求めるため進めていくということで、障害者の就労意欲の増加にもつながるといって、地域での自立した生活を送るうえでも重要だと思っております。

そこで、市内の就労施設に通う障害者の工賃は平均どれぐらいで、また工賃アップのためにどのような努力をされているかお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

市内の就労支援施設の工賃の平均額につきましては、以前、電話で聞き取りを行ったことがございますので、そのときの平均金額は六、七千円ということでございます。

また、一部賞与が出ているところもございます。それぞれの施設によってまちまちということでございます。

また、工賃アップにどのような努力をしてきたかというような点につきましては、毎年、平成25年度以降ですけれども目標額を設定いたしまして、伊勢市の全部局に発注に関して協力依頼ということ全体でさせていただきますとともに、指定管理業者、あるいは市が補助金をしております団体等への働きかけ、あるいは市長が企業に訪問をされて直接企業さんにそのようなお願い、周知ということもしてきていただいているところでございます。

○上田修一委員

いろんな形で努力をされている、そして六、七千円が高いのかどうか、ちょっとアップになるかどうかわかりませんが、目標額を上げていくためにはいろんな方がいろんなところで、そういうことをやっていただいていると、市長もそういう面で、あらゆる点でそういう業者にお問い合わせをしておるといっていただくこともお聞きしました。

その中で、障害がある方が地域で自立した生活を送るには、雇用とか就労、または障害者の自立促進のために、そういうことが大きな柱になっておると思います。その方の能力に応じて多様な就労が得られる機会を確保するということが重要だと思います。

このことから、障害者の就労施設の製品とか、そういうものについてどんどんと働きかけいただいて、障害者の就業アップをお願いしたいと思います。

そういうことで、全体的に26年度をとらまえて、今後どういう形を考ておるか教えてください。

●中村高齢・障がい福祉課長

これまでの実績を踏まえまして、今後もさらに、それぞれ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

障害者地域生活支援事業の中の障害者外出支援事業についてお聞きをしたいと思います。

手帳を申請したときにいただく障害者の福祉という冊子の中に、心身障害児通園旅費の助成ということがあります。

このことに関して、今回決算で数字が上げられていますでしょうか。

●中村高齢・障がい福祉課長

平成26年度については、こちらの事業につきましては実績がございませんでしたので、事務の概要書には上がっていないところでございます。

○吉井詩子委員

26年度にはなかったということで、でもまたこの27年度に渡すものに載せられているということなのですが、これはニーズがなかったのか、それとも使いにくいのか、どちらだというふうに認識されていますか。

●中村高齢・障がい福祉課長

この実績については、過去3カ年、毎年お1人ずついらっしゃいました。

ニーズといいますのが、近年、障害をお持ちの方が津の草の実学園、あすなる学園等へ訓練に行かれるときの旅費の助成でございます。ニーズといたしましては、自動車を利用する移動というのが多くなってまいりまして、公共交通機関に基づくこの制度についてはほとんど需要がないということ、あるいは診断書等の証明書が必要といったことが少なくなっている原因の一つであると考えられると思います。

○吉井詩子委員

この事業ですね、これをごらんになった方が、伊勢市はこんなにもやってるんやと思って喜んでいただけれど、実際、自分はもらえないなって。公共交通を使うということは、障害者の方にとってとてもハードルの高いことではないかと考えます。

実際、そのようなお声を肢体障害の方からも発達障害の方からもお聞きをいたしました。発達障害の方は公共交通の中でパニックになったりとか、そういうことも心配だと。どうしても車になってしまうということがあります。車でありますと高速道路の料金が安くなったりとかあるので、公共交通の方にはそういうことがないということで、公平性ということで公共交通ということにされたのではないのかなと思うのですが、今回、この予算の概要書にも、望まれているサービスと提供しているサービスとのギャップの検証をしていくということを書いてもらってありますので、この辺のサービスのギャップの検証について、どのように検証されたから今回もこのように載せられたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

●中村高齢・障がい福祉課長

これまで、この事業に関してどのように検証をとということでございますが、実際にお一人、去年までは該当される方がいらっしゃいました。

今後、この事業のあり方、ニーズ等も含めまして、公平で最適な障害のある方々への支援という観点から、どのようにこの事業を進めていくかということをお聞きを再度検討してまいりたいと考えております。

○吉井詩子委員

今度、草の実学園も、もっと遠いところへ行くということもお聞きをしておりますので、今回、上限1万5,000円までということで予算も用意していただいておりますのがゼロであったということで、いろいろと考え直していただいて、本当に電車を使う人がどれぐらいか、車でないないといけない人がどれぐらいなのかということもつかんでいただいて、できればガソリン代の援助であるとか、何かそういうふうな本当に望まれているサービスという観点で考えていただきたいと思います。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

補装具費支給事業についてお聞きいたします。

障害に応じて体の機能を補うために支給されるという杖や補聴器などの補装具費について、対象者や内容についてまずお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

補装具費の事業につきましては、障害者総合支援法に基づきまして、補装具費の、例えば杖でありますとか車いすでありますとか、そういった種目に応じた身体障害者手帳を所

持し判定により認められた方に対しまして、その失われた身体機能を補うための杖などの、あるいは補聴器などの補装具の費用として一部支給されるというものでございます。

○福井輝夫委員

私の知っている身体障害者の方がみえるんですが、足が不自由な方なんですけれど、市から杖を提供してもらえるとすることを知らなかったということで、初めて人に聞いて知ったと。本人が知らなかったらそのままなのかというようなことで、少し、今の状態は何かかならんかなということをおっしゃってみえました。

市は積極的にもっと対象者の方々に情報提供する必要があるんじゃないかと、知らないと損をするというのではなくて、もっとわかりやすい方法で情報を知らせるべきだと私は思うわけなんですけれども、そういう意味でこの情報をどのように周知しておるのか、それについてお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

周知の方法についてどのようにしているかという点につきましては、この補装具費につきましては、身体障害者手帳を発行させていただく際に、障害者の福祉という冊子をもとに、その方々一人一人に応じたサービスの御案内をさせていただいているところでございます。

また、その冊子をお渡しするというのと、病院で案内を受けて申請にいらっしゃる方もみえるということで、病院で御案内されるということもございます。

○福井輝夫委員

障害者手帳というのは、市を窓口にして県が発行するものだということだと思います。

そうしますと、各市町村によってサービス内容は皆異なるというようなことで、当然障害者手帳には詳しいサービス内容は書いてないということでございます。

各自自治体の判断でいろんなサービスを実施しておるということなんですけれども、対象の方がどんなサービスがあるのかなというようなことがよくわからない状態ですと、同じような問題が生じると思うんですね。

だから、この情報提供の仕方を検討する必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それによって、もっと効果的な周知の方法はないのか、その辺についてもう少しお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

効果的な啓発の仕方についてでございますが、障害に係るさまざまなサービスといたしますが、その方の種別あるいは条件等々、非常に複雑でございますので、簡単に御説明というのが、1枚の紙の中ですべてを網羅することが難しいというところもございます。ですので、御案内をさせていただくに当たっては、市役所の高齢・障がい福祉課、あるいは総合支所といった専門的にきちんと御説明をさせていただくところというのを御案内させていただくということを、見える部分で、例えば広報誌の中で障害者に係るすべて

のサービスを御案内して、こういうのがある場合にはこちらへというような御案内を周知徹底させていただくというような方法で、これからも皆さんにわかりやすく御案内をさせていただきたいと考えております。

○福井輝夫委員

広報等を通じてと、それから窓口できちんと説明をしてということで、今お伺いしました。例えば、杖が必要で関係があるような方等が窓口に来たときに、やはり知らなかったり、聞かないと窓口の人もそれについてさらに進んだサービスを伝えることもないかということもありますので、例えば窓口で、こういう障害の方にはこういうサービスがありますよというのを、そんなに詳しく書いていなくても項目等を一覧表にしたようなものが大きく目の前にあるとか、ちょっと張ってあるとかすれば、私は足が不自由なんでこういうサービスもあるのかな、それならこれについてもっと詳しく教えてということで、窓口でさらに聞けばわかると思いますので、そういうようなきっかけづくりというかね、そういうものを窓口につけるとか、そういうことはお考えはいかがでしょうか。

●鈴木市長

今、福井委員からそういった啓発の仕方というか、お知らせの仕方について御指摘をいただきましたし、先ほど吉井委員からも総合窓口のお話もちょうだいしましたけれども、こういったことにつきましては、全庁的に職員が当事者の立場に立ってどのように仕事をしていくのか、いかに効率よく行政効果を発揮してくのかということが1番大事だと思いますので、全職員がその当事者のことを思って、その立場に立って仕事をしていくことを、さらに職員研修などで発揮をしていきたいなというふうに思っています。

(目3 医療支給費)

○黒木騎代春委員

こども医療費支給事業について伺います。

伊勢市は、県に先駆けてこども医療費助成制度の拡充を積極的にやっていただけてきたわけですが、県のほうもそれに沿って拡充を去年度はしていただいたということで、中学校までの医療費の無料化、伊勢では全面的に入院も通院も実現させてもらったわけですが、決算額で25年度と比較いたしますと、支出が1,693万8,834円の増加というふうになっておるんですけれども、県の制度の拡充によって、財源で県の支出金も増加していると思います。

予算書と決算書だけではその内容についてはちょっとわかりかねますので、その辺、伊勢市独自の負担金額、これが去年度の総決算の中でどの程度変わってきているのか、その辺を今後の参考にさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします

●中居医療保険課長

こども医療費補助金の県の補助金の推移でございますが、本年度、歳入、県の補助金につきましては1億4,352万8,025円でございます。

昨年度の歳入ですが、今手元に持っておりませんので、また改めて御報告をさせていただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

(目 4 遺家族等援護費) 発言なし

(目 5 心身障害児通園施設費) 発言なし

《項 2 老人福祉費》

○上田修一委員

ここの老人福祉センター運営事業、170万9,486円についてお聞きをしたいと思います。

これは老人福祉法第20条の7に基づいて、高齢者の健康増進、教養向上というレクリエーションなどの講座を行って進めるということによってやっておりますが、具体的にはどんな講座があってどのように実施しているのかお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

事業の内容につきましては、平成23年度から27年度までの5年間、社会福祉協議会に指定管理業務の中の一つとして福祉健康センターにおいて実施をしているものでございます。

26年度におきましては講座を209回開催し、延べ5,385名の方に御参加をいただきました。

具体的には絵手紙、ペン習字、健康体操、合唱、太極拳、写真、そば打ち、園芸教室などでございます。

○上田修一委員

209回、5,385名というような方々が受講されているということです。

これは健康づくりとか教養講座、また利用者のニーズに合わせて進めていただいております。

しかし、この中でいろんな講座があったと思うんですけど、どの講座が人気があったのか、また、その講座について改善点を利用者の満足がいくような意向で把握をされたのかお聞かせください。

●中村高齢・障がい福祉課長

講座の内容につきましてはでございますが、まず人気、希望の多かった講座といたしましては料理、英会話、介護教室などの希望が多くなっています。

また、毎年アンケート調査を満足度調査という形で実施をしていただいております、26年度につきましては297人の利用者の方から回答をいただきまして、そのうちの96%の方がよかったと回答をしていらっしゃいます。

また、自由意見につきましても、感謝の気持ちや教わったことを家族にフィードバックをしている、あるいは楽しいなどと大変前向きな回答をいただいているところでございます。

○上田修一委員

アンケートでは96%の方がよかったというふうなことで言われています。

しかし、高齢者は生きがいづくりとか社会参加を進める上で、教養講座とかレクリエーションというのを楽しみながら社会参加をしていくということが、これからますます重要であると思います。

今後も新たな教室をつくっていただいて、また、利用者がよかったというニーズの把握に、興味が湧くような、本当に今やりたいんだというような新規の教室も取り組んでいただいて、事業の充実を図っていただきたいと思います。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

4 社会参加促進事業のうちの老人乗合バス運賃助成事業のところで御質問申し上げたいと思います。

この事業は、75歳以上の高齢者の外出を容易にして社会参加の促進をするとともに、心身の健康の保持、増進をするという目的で助成をするという事業になっております。

この中の成果資料を見せていただくと、事業費が2,096万4,908円ということになりまして、高齢者の方への交付率が53.1%、そして利用の状況ですけれど、利用率としてはそのうちの47.1ということですから、簡単に計算をざっとしてみると、大体75歳以上の高齢者の方の25%の方が利用しているということになるろうかと思うんですけれども、これについて、毎年、私、聞かせていただいておりますので再度申し上げたいと思うんですけれども、この利用者の方の利用の状況というのか、地域別にわかるものなのかどうかとか、また75歳以上の方の所得について、高所得でないかあるのかというようなことであるとか、そのあたりの調査をしないと、なかなかこの高齢者の外出を容易に、社会参加の促進ということにはならないと常々申し上げておるんですけれども、そのあたりの調査の状況をお教えてください。

●中村高齢・障がい福祉課長

まず、寿バス券については地域別の調査、あるいは所得状況の調査等について、どのような状況であるかということについては、地域別の状況といいますのが、バス路線で複数のコースを一つのバスで使っておりますことから、どこの地域がどれだけという把握というのが三重交通さんに御相談させていただいたんですけれども、なかなか状況が把握できないという結果がございます。

また、アンケート調査を平成24年の11月に実施をいたしました。アンケート調査によりますと、自家用車の利用が50.2%ですけれども、次いで具体的な理由で利用できない方が24.5%という結果でございました。

このようなアンケート結果につきましては、所得制限ある方もいらっしゃいますけれど

も、平成25年のアンケート結果からは、現行のままの制度を望む声が48.7%という状況でございました。

○宿 典泰委員

現状の助成が必要だと、お願いしたいという方が48.何%かということだと思います。

それについては、助成がないよりもある方がよいというとり方を僕はさせていただきたいと思うんですけど、大体、その地域もわからない、利用者の状況も把握はできないということの中で、高齢者の外出に対して促進をしとる状況にあるのかどうかということさえも、今の状況ではわからない状況だと思うんですね。そのことについて聞かれると思うんです。

それよりも、本来、公共交通バスということで、午前中にこれからの公共交通についての施策ということが打ち出されておりますから、その中にもこのことも入ってくるんだらうと思うんですけど、これからの状況の中で果たしてこの高齢者の外出の容易な促進に当たっておるかということについて、もう少し御見解を教えてくださいと思います。

●江原健康福祉部次長

高齢者の外出支援という観点で、今、御質問いただいておりますが、午前中にも総務費のところで交通空白地であるとかという議論がございました。

どのように市内の交通網、これは私どもに置きかえますと福祉でございまして。高齢者がこれだけ増加してきて要介護とか要支援の方もおみえになる。外出せんと介護度も進んでしまうというようなことも言われておる中で、できるだけそういう方の社会参加であるとか外出を支援して、障害のところでも御質問がございましたが、障害のある方の社会参加であるとか外出支援、こちらも促進していかないかん。ただ、市内にはそういう交通機関がいろいろそろつとるような地域もある。地域的なところもあります。例えば、そういうそろつとるところでも乗れない方、例えば身体的な理由で乗れない方というのがおみえになったりします。私ども日ごろ、ちょっと縦割りみたいな感じで今やっておるんですが、これを総合的に、どういった方がどういった形でそういうことができるのかということを経済的に福祉の立場としても考えていかないかん、このように考えております。

ただ、午前中のお話にもありましたように、市費をどれだけ投入するんやというような観点も非常に大事なことであるというふうに考えております。まだはっきりしたお答えはできませんが、そういうところは総合的に今後検討していきたいと思っております。

○宿 典泰委員

私が三つ目に御質問したいと思いましたが、全庁的な問題として、やはり費用的な問題として具体的な形で、やはり見えるような状況にさせていただかないと、ざっくりした状況の中で何か高齢者にご支援を申し上げておるといような、障害者に支援しとるといような状況はいかがかなといようなことを思います。

午前中の議論の中でも個々の状況というのが全然変わってきとると思うんですね。住んでみえる地域によっても違うわけでありましてから、その地域、また個々の状況に応じた支

援というのは別の形でやるべきではないかなということ、コミュニティバス、並びにこういう高齢者のバスの問題を取り上げさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

《項3 児童福祉費》(目1 児童福祉総務費)

○工村一三委員

児童福祉総務費の中の6番(2) こども家庭相談センター事業についてお聞きしたいと思います。

この中で、全国的には児童の虐待件数が非常に多くなっておるということで、過去最高をということが言われております。それに関しまして伊勢市におきましても、一昨年度よりも26年度は160%の相談件数が児童相談に関して多かったというふうな結果が出ております。235が376というように非常に件数が増えています。

相談に関しましては非常に深刻な問題だと思っておりますので、主な相談の内容が、例えば家庭的な内容のものが多かったのかとか、その辺の分析はされておりますでしょうか。

●藤原こども課長

こども家庭相談センターにおける相談の受理の状況でございますが、平成26年度におきましては児童虐待に関して103件の相談を受理しております。

その虐待の種類はさまざまでございますが、身体的虐待が最も多く全体の38%を占めております。次いで心理的虐待、ネグレクトについては、ともに34%となっております。

委員仰せのとおり、伊勢市におきましてもこういった虐待に関する通告がふえてきております。

この背景としましては社会的な要因もございますけれども、児童虐待に関する社会の認識がされてきたということで、近隣住民の方々等からの通告がふえておると、そういった状況でございます。

○工村一三委員

相談内容、こども家庭相談に関しましては不登校の件数も多いですけど、特に多くなっておりますけれど、特にこの児童虐待の相談が非常に増えておるというふうに感じております。

昨年は41件が103件ということで60件ぐらい増えとるという、非常に深刻な問題やというふうにとらえております。

時代の流れで近所の方が教えていただけるとなったということで、非常にいい方向には向いているんじゃないかとは思いますが、隠れていたものが表に出てきたというふうな内容のものも多数あると思っておりますが、この対処の仕方につきましては、現在、この相談を受けてどういうふうに対処、対応されているのか、対応の内容的にどういうものが多いのかというのをお聞かせ願いたいと思っております。

●藤原こども課長

児童虐待に関しまして、その通告のルートとしましては電話でありましたり、来所されたりとさまざまですが、基本的な対応としてはどれも同じになります。

まず、通告をいただいた方から虐待内容について把握されている情報を聞かせていただき、その情報をもとに関係する部署からも必要な情報を収集した上で、子供の安全の確認を行っております。

子供の安全確認につきましては、児童相談所と同様に原則48時間以内に目視により確認をしておるところでございます。

確認をさせていただいた上で、緊急に子供を一時保護する必要がある場合は、児童相談所と連携をしまして対応しておるところでございます。

○工村一三委員

小さな子供、罪もなにもありません。一番信用している親にということになってきますと、それこそ本当にこれからの行く末に大きな影響を与えたいと思いますけれど。

その中で、例えば子供さんがある施設に送った、またその親がもう引き取るわというようになときに、また再犯とかいうようなことも今まであるんでしょうか。

●藤原こども課長

虐待を受けた児童に関しまして、一時保護であったり児童養護施設等への措置をされた場合で、その後、家庭へ戻られる場合につきましては、児童相談所において慎重に判断をされておるところでございます。

家庭へ復帰される際には、私ども市も含めまして、関係機関で情報を共有しながら見守りをしておるところでございます。

○工村一三委員

26年度は103件、103人というふうに解釈してもいいと思いますけれど、これだけ多くの子供が今どういうふうな生活をされているのかなというふうなのが、1番心の中で心配しているところがございます。

これは、早期発見と迅速な、適切な保護が必要だというふうに思いますので、今後、この103件、昨年から60人もふえたというふうな今の社会現状を踏まえまして、今後、早期発見とそういうふうなものに関して方向性だけお聞かせ願いまして、質問を終わりたいと思います。

●藤原こども課長

虐待通告の件数に関しましては先ほども申し上げましたとおり、社会において、地域においてそういった関心が高まって通告をいただけるという部分では、件数の増加が必ずしも悪い状況とは言いがたいかと思います。

ただ、虐待の件数としては、今後、減少に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

私どもこども家庭支援ネットワークを組織しておりまして、警察であったり児童相談所、保健所、医療機関、教育機関等が連携した会議を組織しております。そういった中で情報

を共有しながら、児童虐待防止の啓発、早期発見、早期支援に取り組んでまいりたいと考えております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

児童福祉施設費の地域子育て支援センター事業についてお聞きをいたします。

概要書358ページを見ますと、子育て支援センターは今5カ所あるんですが、小俣支援センターの利用者数、子育て相談が断然多いんですが、この理由についてはどのように認識されていますでしょうか。

●藤原こども課長

子育て支援センターにつきましては、現在市内5カ所で事業を実施しております。

そのうち相談件数に関しましては、各センターさまざまでございます。小俣子育て支援センターの相談件数が多いという状況に関しましては、考えられるのは地域的に子育てされておる家庭が多い地域であること、そういったことから相談件数が多いのではないかとというふうに考えております。

○吉井詩子委員

きらら館が伊勢市では拠点という位置づけになっているというふうに理解をしておりますが、この小俣のセンターも、きらら館よりも既に利用者数、相談数も多くなっております。このきらら館と同じように、小俣の子育て支援センターも伊勢市の拠点という位置づけにしていくというような、そういう議論というのはされてませんか。

●藤原こども課長

吉井委員おおせのとおり、小俣子育て支援センターの利用者が非常に多くなっております。先ほど申しあげましたように、地域的に子育てされておる世帯が多い地域ということもあろうかと思えます。

私どもとしましては、子育て支援センターの設置拡充に向けてということで、現在5カ所ございますセンターを7カ所にふやしていこうと、そういった計画に基づいて進めております。

小俣子育て支援センターに関しましては、施設的なキャパの関係もございますので、事業内容の充実は図れるものの、施設自体を拡充していくというのは困難な状況でございます。

こういったことから、地域バランスを考えて新たな子育て支援センターを設置していきたいというふうに考えております。

○吉井詩子委員

施設的にはなかなか難しいということなのですが、具体的に申しますと、小俣の場合はゆりかご園の園長と兼務をされておるということで、ここもきらら館と同じように子育て支援センターのセンター長をきちんと置いて、市全体の中で重層的に支援の形を作っていくということ、もう1人センター長をつくるというような形のお考えはないでしょうか。

●藤原こども課長

小俣子育て支援センターにつきましては、現在、主任級の職員を配置しております。センター長という形で子育て支援センターきらら館のように専任の館長を置くということに関しては、全体の人員配置の中で今後検討をしていきたいと考えております。

◎世古口新吾委員長

他に御発言はございませんか。
副委員長。

○野口佳子副委員長

アレルギー等対応特別給食提供事業補助金について質問させていただきたいと思います。成果書を見ておりますと、食物アレルギー等があり保育所における給食に特別な配慮が必要な児童への安全な給食提供ため、民間保育所における調理員の加配、代替食、研修等にかかる費用を補助したとなっております。その中で質問なのですが、成果説明書によりますと、25年度の時には民間保育所で12カ所、児童数は45名でした。アレルギーの人ですけれども、26年度のときは13カ所で対象児童数が70人とのことであります。

公立保育所や補助を受けていない民間保育所を含めますと、アレルギーある児童は何人いるのでしょうか。

●藤原こども課長

平成26年度におきましては公立、私立の保育所合わせまして、アレルギーのある児童は161人で、すべての園にアレルギーのある児童がおります。

○野口佳子副委員長

全ての園というのは18カ所でよろしいのでしょうか。

●藤原こども課長

委員おおせのとおりでございます。

○野口佳子副委員長

給食の献立なんですけれども、献立はどのようにされているのでしょうか。

●藤原こども課長

アレルギーのある児童への給食の提供につきましては、献立作成の段階で主治医の先生から出していただきました指示書をもとに、保護者と担任、調理担当、看護師等関係する

職員がどのような除去が必要で、どのような食材の代替が可能かといったことを話し合いまして、個々のアレルギーに対応した給食を提供できるように配慮しております。

○野口佳子副委員長

アレルギーのある児童が誤って食物を食べてしまった場合にショック症状があります。その場合の応急処置といたしまして、エピペンが処方されている子供もいる保育所にエピペンを持参している児童はいるのでしょうか。

●藤原こども課長

私どもが現在把握しておりますのは、保育所にエピペンを持参しておられる児童は1人おみえになります。

○野口佳子副委員長

例えば、エピペンを持参している方は一人と言われましたんですけど、もし保育所の中でそういうことの対応を、子供は持っていないでも保育所の中にエピペンを置いてあって、何かあったときにそれを利用してその子供を助けたということはあるのでしょうか。

●藤原こども課長

これまで保育所の給食におきまして、そういったアレルギーのある食材を食べてしまってショック症状を起こしたというような事例はございません。

ただ、エピペンがいつでも使用できるよう、職員の研修をこれまで行ってきております。今後もこのような研修に関しては継続して行っていきたいと考えております。

○野口佳子副委員長

本当に小さい子供たちがこのようなことになってしまった場合には、大変不幸を感じますので、その辺につきましては十分対処していただきたいと思えますし、補助金を受けていないところは、民間の保育所なんですけども、今13カ所と聞かせていただきましたんですが、あと5カ所のところはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

●藤原こども課長

補助金を受けていない民間保育所におきましても同様の対応をしていただいております。調理員を基準以上に配置しなくても対応できる、あるいは代替食材にかかる経費がわずかであるなどから、補助金の交付申請をされないといった園もございますけれども、誤食防止の対策は万全にさせていただいておるといふふうに認識しております。

◎世古口新吾委員長

他にございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この児童福祉施設費のところの入所児童処遇経費に当たるとは思いますけれども、今年度から子ども子育て支援制度が始まる中で、昨年度については大変な事務量をこなしていただいていたに当たっていたと思うんですが、そんな中で、例えば、在園児は経過措置として環境の激変を防いでいくという意味もあると思いますけれども、標準時間認定とする運用をしていただける、こういう柔軟な対応ができるというふうに伺ってましたけれども、申し出があればとか、そんなような前提条件もあったように思います。

それと、正確にそういうことが可能であるということを保護者の方に理解していただいていると、そういう徹底が影響していると思うんですが、この実態としては、どのような規模でこういう扱いをしていただいた事例があったのか、それについて教えていただきたいと思います。

●藤原こども課長

子ども子育て支援制度に基づきまして、これまでの保育所利用が標準時間利用と短時間利用、二つに区分されることとなりました。ただ、平成26年度において在園されておる児童につきましましては、申し出により標準時間で継続することが可能となっております。

その経過措置によりまして、標準時間で認定をしております児童、正確な人数は申し分けございません、現在把握しておりませんが、300人程度ございます全体の在園児の中で10数%が経過措置を適用されて標準時間認定を受けておるところでございます。

○黒木騎代春委員

その規模がどの程度かというのはまた検証もする必要があると思いますが、それから、支給認定申請者数、これ3,300を超えるくらい的人数が、時期によって違ったと思うんですが、2月現在ではそれぐらいやったと思うんですが、それぞれの入所希望者が、例えば定員の関係でいろんな仕分けをしていただいたと思うんですが、兄弟姉妹などで別々の保育施設に指定をされた、そういう扱いをしていただいた例もあるかのように聞いております。やむを得なくそういう事態というのはどの程度あったのでしょうか。

●藤原こども課長

希望された保育所での受け入れができなくて、やむを得ず兄弟で異なる園に通っていただいている方ということでございますが、直近で8月末になりますけれども16人の保護者の方、子供の数で言いますと33人が兄弟分かれて保育所を利用いただいているという状況でございます。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

◎世古口新吾委員長

御発言もないようでありますので、目1 児童福祉総務費の審査を終わります。
ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前14時00分

再開 午後14時10分

◎世古口新吾委員長

休憩をといて再開いたします。

目2 児童措置費について、御審査願います。

(目2 児童措置費) 発言なし

(目3 父母子福祉費) 発言なし

(目4 児童福祉施設費) 発言なし

(目5 児童館費) 発言なし

《項4 生活保護費》 発言なし

《項5 人権政策費》

○野崎隆太委員

この人権政策費のところ、132ページ、人権啓発推進事業を中心に御質問をさせていただきたいと思います。

たびたび、私、または共産党の黒木委員からも御指摘をさせていただいておると思うんですけども、ここに同和というような事業がございます。

同和事業の完全な終結宣言というのが出されてから、もうかなりの年数がたってくるわけなんですけれども、伊勢ではいまだにこの同和という言葉が事業名の中にも残り続けて、この事業の成果概要書を見させていただきますと、協議会としてこれからしっかり組織していくような話で結論が出されておるような部分がございます。

この同和という言葉、もういいかげん私は収束してなくしていく方向に、ある意味では、いつまで区別を続けとるんだということで、少々立腹しておるところもあるんですけども、方向性としてどのようにお考えか、まずお聞かせください。

●西川人権政策課長

委員御指摘のとおり、ことしは同和对策審議会答申が出されてから50年という歳月が経過した年に当たります。

その間、特別対策事業等でハード事業も進みまして、近年ではあからさまな差別等もなくなってきたのは事実でございます。

ただ、まだまだ市内、あるいは近隣市町村で差別事象が残っておりますので、全くなくなるということは難しいのかと思っております。

この決算書の133ページでございます、小学校区別人権・同和教育推進連絡協議会事業でございますけれども、これは、各小学校区のコミュニティーの顔の見える範囲で人権施策を推進していこうということの草の根運動のための組織でございます、平成2年から各地で設立をさせていただいております。

今、委員御指摘のとおり、同和という言葉がもう時代に即さないのではないかという御意見もございまして、平成25年度に各団体さんに照会をかけまして、その当時まだ4団体残っておったんですが、そのうち3団体は同和教育から人権教育というふうに名前の変更をされました。

ただ、平成2年に設立の皮切りとなりました浜郷学区におきましては、皆様方が議論をされまして、設立の趣旨を忘れないためにこの名前を残していこうという結論に至りまして、現在まで使用させていただいている状況でございます。

地域の方々から、またそのような御意見をいただきましたら、人権という名前のもとに統一をさせていただこうと思っております。

○野崎隆太委員

私が申し上げておりますのは、日常的にといいますか、少なくとも我々の世代では、昔も申し上げましたけれども、どこが同和地区でこの人が同和だと、そんな話は出ることはまずないです。

今の小学校の中でも公共が教えることがなければ、そもそも同和というのは存在しないということ語弊がありますけれども、実態は多分そうじゃないかなと。

数多くの方が、同化策というような言葉もございましてけれども、もう同和という名前を使わないでほしいと、これこそが人権侵害で区別しているのは行政のほうじゃないかというふうな形で熱心に訴えているにもかかわらず、なぜ僕は残すのかがどうしても理解ができません。

地域の方がというのはわかるんです。そこまではわかる。

だけでも行政がどうしたいのかというようなことで、我々はこう考えている、我々は同和というのはもう終わったことだから、差別の事象がないのであれば言葉そのものもなくしていく方向に進めたいんだという思いがあれば、そういう形で事業を構築されるべきじゃないかなと。少なくとも予算名やこんなところにいつまで載っているんだというのは、そういう意味では私はかなり腹立たしく思っておるんですけれども、区別をしているのは誰なんだ、行政じゃないのかと思つとるんですけれども、その辺、行政としてどう考えるか、もう1回御答弁いただけますでしょうか。

●西川人権政策課長

今、委員が御指摘いただきました御意見、たくさんそのようなことを述べるかたもみえます。

我々といたしましても、あえて行政がそういう古い制度を残すことによって逆差別につながるようには、非常に配慮していきたいと思っております。

ただ、現状といたしまして、まだまだそういう差別事象が聞こえてくる中で、同和を特化することなく人権13課題の一つとして扱って、その撲滅に事業を進めていきたいというふうに考えているのが現状でございます。

○野崎隆太委員

もう最後にしようかと思えますけれども、先ほど差別事象の話があったんですけれども、実際にその差別事象がゼロかと言われるれば、確かにそうじゃないと僕も思います。

しかしながら、先ほども僕のほうから言わせていただきましたとおり、僕らの世代はそもそも同和というのを知らないというのが前提でございます。

なので、差別をしようにもそもそも知らないのに、どうやって差別をするのかというのは非常に難しい話で、だから僕は消すべきじゃないかというような形でお伝えしておるわけで、御答弁としては少し違うのではないかなというような思いではございますけれども、これから同和ということで特化しないというような形で御答弁いただきましたので、次の予算書のときにどういう形で反映されるかは別としても、その経過だけはしっかり見守っていきたくて思っておりますので、これが逆の差別につながっているというような形で思っている人が数多くいるというのだけは認識をせひしていただきたいと、それだけ申し上げて質問を終わります。

《項6 国民年金事務費》 発言なし

【款4 衛生費】《項1 保健衛生費》（目1保健衛生総務費）

○宿 典泰委員

135ページの伊勢広域環境組合の運営費のことで若干触れたいと思います。

これについても、概要書の中で7億700万強のお金が伊勢広域環境組合に繰り出しをされておりますし、この中心的な伊勢市が、やはりその費用の90%ぐらいをもっておるということが書かれております。

このことで広域環境組合の資料等々を見せていただくと、非常に人口減少になり高齢化になりということで、ごみが少なくなる2条件があるにもかかわらず、ごみ量が一向に減っておるような様子が見えないというふうに感じるわけなんですけれど、このあたりの原因というのが、どのように捉えておるかお聞かせください。

●堀畑清掃課長

ごみの量が減っていかないというところでお答えをさせていただきたいと思えます。

まず燃えるごみにつきまして前年度と比較しましたところ、燃えるごみのうちの市の回収分としまして169トンの増加がございます。清掃工場への持ち込というのが689トンの増加というような状況になっております。

市の回収につきましては、収集日数の違いがあるところが原因のひとつであるかと思えます。1日約130トンの収集量がありますので、主な増加の原因がこのところがあるのかと思っております。

清掃工場への持ち込みにつきましては、収集の許可業者に前年と比較して多いところを聞き込み調査を行わせてもらったところ、契約戸数がふえてきているというのが主な原因であると聞いております。

○宿 典泰委員地震

締め切りの日によって若干出るということはわかります。

ただ、以前からこういう人口減少、また高齢化なるということは、1番ごみの量が減る要因になるということも我々耳にするわけであります。

広域環境組合の繰出金であろうが、塵芥処理で集めて、全体の経費としてはどれだけ下がるんだという思いからすると、どのあたりへ集中してごみ処理の問題をすればいいのかなというふうなことで、この広域環境組合の表のところで、繰出金のところで御質問させていただいておるわけなんですけれど、実際には、今、塵芥処理でも3名を2名にしてということで、全体の収集についての費用は減ってきたと思うんです。

ただ残念なことに、広域環境組合の費用については一向に減ったということが見られないという以上、何かきちんと対策を練っていただいて、その中で、この経費の削減というのか、支出の削減をしていくということが本来であろうと思いますけれども、そのあたりの対策についてもう少しお伺いをしたいと思います。

●堀畑清掃課長

ごみの減少の対策としまして、燃えるごみの中に30%ほどの資源物が混入をされておることが確認されていますので、その中から資源物を撤去させていただいて、適正な資源物で出していただくような形を進めていきたいと思っております。

それと、生ごみにつきましても、まだ40%ほどありますので、この中での生ごみの水切りを徹底していきたいなと思っております。

あと、人口減少している中で家庭のごみが減っていかないというところですので、ごみの発生抑制につきましても、市民に広報していきたいと思っております。広報としましては広報いせやアイティービー、自治会、まちづくり協議会を通じて説明会を開くなどして、市民に少しでも啓発をしていきたいと考えております。

また、分別方法がわかりやすいように市民の方に伝えたいと思っておりますので、本年度ごみの分別読本を作成しておるところですので、市民の方にお渡しさせていただきたいなと思っております。

事業系のごみにつきましては、今年から事業系の生ごみ処理機の補助金も創設させていただきまして、生ごみの減量化に努めていきたいなと思っております。この生ごみ処理機も利用していただくためには啓発も必要ですので、商工会議所等を通じて必要な限り情報発信をしていきたいなと思っております。

(目2 保健センター費) 発言なし

(目3 予防費) 発言なし

(目 4 成人保健推進費) 発言なし

○吉井詩子委員

いつもこのところ聞かせていただくのですが、がん検診事業についてですが、この検診率についてどうなっていますでしょうか。

●岩佐健康課長

平成26年度のがん検診の受診率でございますが、受診率が高いものとしまして大腸がん検診が40.3%、肺がん検診が38.3%、女性のがんでは乳がんが23.5%、子宮頸がんが22.4%という状況となっております。

○吉井詩子委員

がん検診の検診率というのは、伊勢市は三重県でもいい方法やっというふうに認識しているんですが、この伸びというか、そのようなことについてお聞きしたいんですが、平成26年度はがん検診の受診率を上げるために、さまざまな工夫が国のほうからも言われてされたと思います。

コール・リコールという、予算委員会のときも御期待申し上げるというふうに申し上げたんですが、未受診者の方に対する受診勧奨というものもされたと思うんですが、このあたりの効果というのは、どのようにつかんでおられますでしょうか。

●岩佐健康課長

初めてクーポンを送りました乳がん検診の40歳の方、子宮頸がん検診の20歳の方に、9月末現在で未受診の方を対照に再度受診勧奨のはがきを郵送しております。

40歳の方の乳がん検診で、コール・リコールを実施しませんでした平成25年の受診率と比較しまして、40歳の乳がんが3.6%の増、20歳の子宮頸がんが6.4%の増加となっております。一定の効果はあったものというふうに考えております。

○吉井詩子委員

効果があったということで本当によかったと思います。

これからもずっと続けていくのかというのは、国の動向も見てということになるのかと思いますが、できたらこういうふうな受診勧奨というものは続けていただきたいと思いません。

26年度、託児ということもされたと思うんですが、これは本当に全国的にも先進地といってもいいのではないのかなと考えますが、この辺の効果についてはいかがでしょうか。

●岩佐健康課長

平成26年におきましては、二見会場の集団の乳がんと子宮頸がん検診の中で2日間託児を行いました。2日間で7人のお子様をみせていただきました。

実際の会場のところでも、子供連れでみえた方がみえてという中では、安心して検診のバスのほうへ行っていただいているのかなというふうに思いましたので、今後も周知をし

ながら、子育て世代が受診しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

(目 5 母子保健推進費)

○吉井詩子委員

不妊不育治療費助成事業についてお聞きをしたいと思えます。

これなんです、不妊不育と並べて呼んでいただけるようになって、本当にこの不育症の周知が広まったということで、大変このことはいいことだと思っております。

この概要書を見せていただきますと、一般不妊治療は昨年より減っておりますが特定不妊治療はふえております。これは国で何歳までという年齢のことを区切ったということもあって、駆け込みのそういう需要があったのかどうかということは、どのように認識されていきますでしょうか。

●高村健康課副参事

委員仰せのとおり、年齢に制限がでてきたということによりまして、そういう事態が起こってきたと認識しております。

○吉井詩子委員

この不妊とか不育のことにしましては、さまざまな方がみえて大変繊細な問題であると思えますので、こういう年齢の制限があったということで、すごく無理に進めるというようなこともすべきかどうかということも一つ考えなければならないと思えますが、こういう助成の制度があるということは、しっかりと周知をしていただきたいと思えます。

繊細な問題であると思えますが、不育もふえてきましたし、効果があると思えますが、実際に母子手帳をもらいに来るといふところまで行ったという方は、どれくらいの割合でいらっしゃいますでしょうか。

●高村健康課副参事

平成26年度の妊娠届があった件数ですけれども、一般不妊治療につきましては、おおむね30%、特定不妊治療につきましては、おおむね24.7%程度の妊娠届がございました。

○吉井詩子委員

3割とか、24.何%ということで、これは本当に少子化対策に寄与しておりますので、これからも国の制度がどのようになるかということもあるかと思えますが、しっかりと伊勢市としても取り組んでいただきたいと思えます。

(目 6 墓地費) 発言なし

(目 7 診療所費) 発言なし

(目 8 公害対策費)

○上村和生委員

公害対策費について少しお聞きをさせていただきたいと思います。

主な事業ということでは、大気水質等の公害に関する測定をやられておることになっていきます。

中でも概要書等を見させていただきますと、河川の水質、BODを、経年変化が記載されておりますけれども、五十鈴川、勢田川、宮川、外城田川、これについて徐々に水質のほう悪化しとるといふふうに私は読み解けるわけなんですけれども、市の分析ではどのように把握をされとるのでしょうか。

●出口環境課長

五十鈴川、勢田川、外城田川等の数値でございますけれども、宇治橋につきましては県、国の数値がございまして、県、国の数字では0.6ミリリットルで、度会橋につきましては0.5ミリグラムパーリッター、大野橋では1.8ミリグラムパーリッターということで、環境基準内であるということで、国、県にも確認をしておりますけれども、調査の状況では注視をしていきたいということで、今後も連携しながら、国、県の動向も見ながら考えていきたいと考えております。

○上村和生委員

注視をぜひともお願いしたいなと思います。

成果書等で見させていただきますと、公害防止対策費ということで、主な事業としては調査事業ということで、すべてその金額になつてまいらうかと思っております。

注視していきたいと先ほど話はあったわけでありましてけれども、決してよくなったとは私は思っていないんですけれども、対策ということでは今のところ怠っていないことなんでしょうか。

●出口環境課長

委員仰せのとおり、今、注視をしながら考えておるところでございますけれども、今年度につきまして、予算で、炭素繊維につきまして一遍実験をしたいという形で計上させていただいておりますので、今後それを進めていきたいと考えております。

○上村和生委員

ぜひともその辺も進めていくべきやと思いますので。

それから、もう一つお聞きをしたいわけなんですけれども、当初予算、449万何がしゃったと思うんです。ですが決算では290万ほどでした。

この辺の部分で、当初から調査事業で測定をするというだけの事業だったのか、それとも公害対策ということも見込んだのか、また、金額が執行率として70%くらいだと思っております。その辺の部分をちょっとお聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

●出口環境課長

業務ですけれども、水質分析業務と臭気と自動車騒音の調査をしております。あくまでもこれは調査の部分でございます。

金額につきましては入札差金ということでございます。

○上村和生委員

先ほどもありましたけれども、調査を行うこと、現状把握というのも大事やと思いますけれども、ぜひとも公害防止対策というところまで結びつけていただく必要があるのではないかなというふうに思いますので、さらなる努力を期待して終わっておきます。

《項2 清掃費》(目1 清掃総務費)

○上村和生委員

不法投棄防止対策推進事業について少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。成果書には、不法投棄された家電4品目や処理困難物を適正に処理を行った、品目別に台数、本数が記載されていますが、これらの不法投棄物の処理費というのはこれに含まれるわけですか。

●堀畑清掃課長

処理費用の件につきまして、この中に家電が41万8,851円、タイヤ、消火器などの処分手数料につきまして16万1,027円というふうな形で、57万9,000円ほどの処理費用が組まれております。

○上村和生委員

ということは、ここの事業費のほとんどとっていいほどの金額がこの処理費に充てられとることかと思えます。税金で市が持ち出しをして処理をせないかんということは、大変残念なことかなというふうに思います。

不法投棄の防止対策ということではどのようなことをされとるのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

●堀畑清掃課長

不法投棄の防止対策としまして、市内3カ所にカメラを設置させていただいております。また、発見しましたら自治会や所有者の方と相談をしながら内容を確認して、特定できるようなものであれば警察等とも相談しながら、啓発のほう務めております。

発見したものにつきましては、看板等設置して処分の啓発に当たっております。

○上村和生委員

不法投棄、伊勢市も広いですからすぐにゼロということにはできないというふうに思いますけれども、この事業が不法投棄物の処理費だけに使われとると、大部分が使われとるとするのは大変残念だと思いますので、先進地事例等も参考にさせていただきながら、ぜひともさらなる対策を含めて、求めておきたいというふうに思います。

(目 2 資源循環推進費)

○岡田善行委員

ごみ減量・資源化推進事業の指定袋制度運営事業についてお聞かせください。

先ほど、宿委員が広域の負担金のほうでごみの微増の話をしてくださいました。

そちらのほうですと市の回収が169トン増と言われました。これは市の回収の日数も関係あるということでお答えをもらいましたが、この人口が減っている中、また、これからどんどん減量化をしていくという中で、そう考えるとこれはどうかなというふうには思っています。

それを踏まえた上で、指定ごみ袋に対する伊勢市の方向性を聞きたいと思います。

今、このごみ袋の値段ですが、製造業者の販売価格に小売店舗の利益を乗せた金額になっておりますね。そうすると伊勢市には1円も入らない、利益も入らないと思われております。

そう考えると、前も言わせてもらいましたが、伊勢市は有料化じゃなく単なる指定ごみ袋をしているだけに思えてきます。

また、28年度には制度が変わると聞いております。

今後、伊勢市は有料化を進めていくのか、単なる指定ごみ袋化で販売するだけに進むのか、どちらの方向で進むのかをお聞かせください。

●堀畑清掃課長

指定ごみ袋の方向性について御質問ありましたので、御説明させていただきます。

指定ごみ袋につきましては、平成10年当時になります。廃棄物減量等推進審議会からごみの有料化の答申をいただきまして、議会等で議論等をいただいた中で時期尚早という意見もあり、まずは指定袋制を平成15年から導入してまいりました。

その後、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など各種リサイクル法ができ、伊勢市としましては3Rの推進を進めております。

毎年、燃えるごみの内容調査をしており、燃えるごみの中に30%ほど資源物の混入がありますので、今のところは有料化ではなく、混入された資源物を本来の資源物に出していただくよう、広報いせやアイティービーなど、自治会を通じて説明会、市民への啓発につなげていきたいと考えております。

○岡田善行委員

今の話ですと有料化ではなくということ聞いております。

15年度から導入、そう言われますと、今現在、導入されてから10年以上たっておられると思われ。その間にごみ袋の値段改正、これも数回なされました。

そういう感じで有料化ではなくということだと、これからも有料化ではなく行くことで、有料化は全く考えていないと考えてよろしいでしょうか。

●堀畑清掃課長

先ほども申しあげましたが、燃えるごみの混入を防ぎ資源化を進め、それでも資源化をできないということであれば、有料化を視野に入れた中で検討していかなければならないと考えております。

まず、他市や国の動向などを踏まえて研究をしてまいります。

○岡田善行委員

有料化も視野に入れてということをお聞かせいただきました。

有料化を考えるとということですが、これからの人口の減少もございしますが、数値目標というものも持っていないかと思っております。そういう数値目標自体を持っているかどうかをお聞かせください。

●堀畑清掃課長

現在、数値目標は定めてはおりません。

○岡田善行委員

数値目標は持っていないということですね。

先ほど宿委員の質問中でも言われました。啓発活動で可燃ごみの処理量がかなり落ちるならそれでもいいと思えますけれども、今、本当に人口も減少しております。それで微増しております。これからの広域処理の処理場も新築等も考えなければならぬ時期も来ると思っております。

そういうことを考えますと、受益者負担ということに近いうちに考えてなければならぬ時期になっていると思えますので、有料化も考えていかなければならないと思っております。

そのためには、きっちりとした数値目標を作り、計画を立てていただくようお願いして質問を終わります。

◎世古口新吾委員長

他に御発言ございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

私もこの項でごみ減量、資源化ということで、一般経費ですかね、そこでお尋ねをさせていただきたいと思っております。

燃えるごみがふえている、ごみの総量がふえている話について質問させていただこうかと思うんですけれども、先ほど岡田委員、それから宿委員と続けて質問いただいておりますので、少し簡素に質問をさせていただければなと思っております。

ごみ処理基本計画に基づく話で質問をさせていただきたいんですけれども、本来は年々下がっていく計画で当然つくっておりますので、だんだん剥離がひどくなっているという語弊があるかもしれませんが、かなりひどいものになっていると思っております。

昨年度はひょっとしたら見直しができる年度だったんじゃないかなというふうな認識を

しておるんですけれども、そのあたり、本来、数値の見直し等があつてしかるべきというか、達成できない数字をいつまで掲げているのかというのも少し疑問があるんですけれども、そのあたりをもし考え方があつたらお聞かせください。

●堀畑清掃課長

ごみ処理基本計画の中間年度での見直しの件につきましてですが、昨年度もごみ減量等推進審議会の中でも議論をさせていただきましたが、あくまでもごみ処理基本計画として目指す姿、高い目標値でありますけれども、目指す姿という中での数値でしたので、今回は見直しはさせていただかなかつたというところでございます。

○野崎隆太委員

理想的な姿があつたというふうな形で、答弁自体は理解ができるんですけれども、先ほど岡田委員からも数値目標という話もありましたけれども、掲げた以上は達成しないことには意味がないというところであつたんですけれども、行政の数字は達成しなくていいんだというような理解であれば話は別なんですけれども、決してそういうつもりがないのであれば、少なくとも達成ができる目標に見直しをかけるべきではなかつたかなと、もしくは現実的な数字にするべきではなかつたかなというふうな形でも思うんですけれども、このまま31年の終わりまで、ずっとこのままの計画でいくような形で進んでいくということによろしいですか。

●堀畑清掃課長

今の現在、目指す姿という中で、あくまでも目指そうという中での意気込みですので、先日、審議会でも議論いただいた中で、可燃ごみに混入されています資源物がすべて本来の資源物のほうに回収されれば、目標は達成できるという形となっております。

あくまでもそれを目指して、市として頑張っていきたいと思っております。

○野崎隆太委員

あまり長々とするつもりはないんですけれども、先ほど岡田委員から有料化の話があつて、宿委員からどうやって分別していくのかという話があつて、私から見ても今やっとする啓発とか、それはちょっと頭打ちじゃないかなというふうに思う思いがございまして。

先ほど分別のカード、読本というのを作ってもらうという話もありましたけれども、言い方は悪いですが興味のある人はもう分別をしようと、興味のない人は多分それも見ないんじゃないかなというふうに思います。

そういった思いから、例えば岡田委員からは、そもそもごみを出すのが有料になったらどうかっていうような話があるんじゃないかと思つております。

理想の形の数値をそのまま守つて、それを達成するんだという強い思いを持つのはわかるんですけれども、現在の施策で無理だと思つたときには、やっぱりちょっと強いステップに進むことは必要じゃないかなという形で、先ほど岡田委員も恐らく御意見を述べていただいたというふうに思つておりますので、その啓発というよりは、もう一つ強いステップに進む時期なんじゃないかと思うんですけれども。

そのあたり、例えばごみ処理基本計画をもとにしてつくられておる計画というのほかにもございますし、これから、例えば、どれぐらい剥離したときにはもう限界だという形で考え直すのか。もし、そこも考え方があればそれだけ聞かせていただいて、もう結構ですのでお聞かせください。

●坂本環境生活部長

いろいろ御意見ありがとうございます。

ただいま課長も申しあげましたように、今年度におきましては廃棄物減量等推進審議会の中でも議論がなされました。

ただその中で、まず、今分別をいただいておりますたくさんの市民の方もございます。そういった市民の方には引き続き分別をお願いをしていくと。その中でも、一部分別に協力いただいていない方、こういった方も、どういうところかという分析も行っております。

そういったところでどういった啓発をしていくのかというところが、今回のポイントかなと思っています。

そういったところにも力を入れていきたいと思っておりますし、たくさんの市民の方から分別のやり方がわからないと。今の1枚ものの分別の分け方、出し方だけではわからないと。そういった意見もたくさんいただいておりますので、まず、わかりやすく分別読本を皆さんに見ていただいて、分別のやり方をわかっていただくと、そういったところも取り組んでいきたい。

ごみ処理基本計画とは、委員おっしゃられましたように随分乖離しておりますけれども、そういったところを今年度、来年度、特に力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

(目3じん芥処理費) 発言なし

◎世古口新吾委員長

暫時休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時28分 再開

◎世古口新吾委員長

休憩を解いて再開をいたします。

お諮りいたします。

本日はこの程度で散会し、明25日10時から継続会議を開き、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費から審査を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

◎世古口新吾委員長

御異議なしと認めます。そのように決定し、進めさせていただきます。

また、本日御出席の皆さんには開議通知を差し上げませんから、御了承ください。

それでは、これもちまして散会いたします。大変御苦勞様でした。

散会 午後 3 時30

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員